

令和 8 年 4 月 1 9 日 執行
清須市議会議員一般選挙資料

候補者運動員のために

清須市選挙管理委員会

は じ め に

この小冊子は、令和8年4月19日執行清須市議会議員一般選挙の候補者及びその運動員の方々が知っておかなければならない選挙に関する手続を中心に、選挙運動その他のあらましについて記述したものです。

複雑な選挙に関する事柄をこの小冊子にまとめることはもとより不可能なことであり、記述したものはその基本的事項に過ぎませんので、ご不明な点は清須市選挙管理委員会におたずねください。

また、この小冊子では法令等の用語について、次のように略称を使用しておりますので、ご注意ください。

法　：公職選挙法（昭和25年法律第100号）

令　：公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）

規　則：公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）

規正法：政治資金規正法（昭和23年法律第194号）

市選管：清須市選挙管理委員会

目 次

第1	選挙に関する期日等の要点	1
第2	各種届出一覧	2
第3	選挙運動一覧	4
	選挙事務所	4
	選挙運動用自動車（船舶）	4
	拡声機	4
	個人演説会	5
	街頭演説	6
	連呼行為	6
	文書図画	6
	新聞広告	8
	選挙公報	9
	インターネット	9
	選挙運動費用	10
第4	選挙運動に関する注意	11
1	選挙事務所	11
2	自動車・船舶・拡声機の使用	12
3	個人演説会	13
4	街頭演説	14
5	連呼行為	15
6	文書図画の頒布	16
7	文書図画の掲示	18
8	新聞広告	20
9	選挙公報	20
10	ポスター掲示場への掲示	21
11	インターネット等による選挙運動	21
12	その他の選挙運動に関する事項	24
(1)	選挙運動の意義	24
(2)	選挙運動のできる期間	24
(3)	選挙運動の時間等による制限	25
(4)	選挙運動のできる者の制限	25
(5)	選挙運動員の数の制限	27
(6)	選挙運動の場所の制限	27
(7)	その他の選挙運動の制限	27

第5	各種証明書等の返還	30
----	-----------	----

第6	選挙期日後の行為	31
1	請負等をやめない場合の当選人の失格	31
2	選挙期日後のあいさつ行為の制限	31
3	供託物の返還	31

第7	選挙運動費用	32
1	選挙運動費用の制限と範囲	32
(1)	選挙運動費用の範囲	32
(2)	選挙運動費用の制限	32
(3)	寄附に関する禁止事項	32
(4)	実費弁償及び報酬の額	35
2	出納責任者の職務	36
(1)	出納責任者の選任・解任・辞任及びその届出	36
(2)	出納責任者の職務権限	37
(3)	選挙運動に関する収入、支出の報告	39

付 録

1	立候補等手続に関する注意事項	47
2	届出文書の事前審査に必要な書類	58
3	交付証明書等一覧(立候補届出のとき交付)	59
4	令和7年12月1日現在選挙人名簿登録者数	60

第1 選挙に関する期日等の要点

種 別	期日・期間・期限
1 任期満了日	令和8年4月30日（木）
2 立候補予定者説明会 （五条川防災センター 2階研修室）	令和8年1月28日（水）午後1時30分
3 立候補届出書類事前審査 （市役所北館 2階第1会議室）	令和8年3月30日（月）～4月1日（水） 9時～16時（※1枠1時間 要予約）
4 選挙期日の告示（告示日）	令和8年4月12日（日）
5 立候補届出日 （市役所南館 3階303大会議室）	令和8年4月12日（日）午前8時30分～午後5時
6 選挙（開票）立会人の届出期限	令和8年4月16日（木）午後5時（選挙期日前3日）
7 選挙（開票）立会人の選任のくじ	令和8年4月16日（木）午後5時30分（選挙期日前3日）
8 選挙運動最終日	令和8年4月18日（土）（選挙期日の前日）
9 選挙期日	令和8年4月19日（日） （投票時間 午前7時～午後8時）
10 選挙会（開票）	令和8年4月19日（日）午後9時
11 当選証書付与 （市役所南館 3階303大会議室）	令和8年4月21日（火）午前10時
12 選挙運動費用収支報告書提出期限	令和8年5月7日（木）午後5時（選挙期日後15日の5月4日が閉庁日のため、翌開庁日）
13 後援団体に関する寄附等の禁止期間 （任期満了の日前90日～選挙期日）	令和8年1月30日（金）～令和8年4月19日（日）
14 候補者等の氏名等を表示する個人・後援団体の政治活動用ポスターの掲示禁止期間 （任期満了の日前6月～選挙期日）	令和7年10月30日（木）～令和8年4月19日（日）

第2 各種届出一覧

項 目	届 出 先	期 限	届出に必要な書類
1 立候補届出	選挙長 (受付事務は市役所南館3階303大会議室で行います。南館地下出入口(北館側)よりお入りください。)	4月12日(日) (告示日) 午前8時30分から 午後5時まで	○候補者届出書 ○所属党派証明書(所属党派があるとき) ○候補者となることができない者でない旨の宣誓書 ○供託証明書(30万円) ○候補者の戸籍謄本又は抄本(3月以内に発行されたもの) ○住民票の写し(本籍、筆頭者及び個人番号の記載がないもの) ○通称認定申請書及び通称の説明資料(通称を使用するとき) ※推薦届出の場合は、次の書類も必要 ○候補者推薦届出承諾書 ○推薦届出者の選挙人名簿登録証明書
2 選挙事務所設置(異動)届	市選管	設置(異動)後直ちに	○選挙事務所設置(異動)届 ※推薦届出の場合は、次の書類も必要 ○候補者の承諾書 ○推薦届出者が複数人あるときは、その代表者であることを証明する書面
3 選挙公報掲載申請	市選管	4月12日(日) (告示日) 午後5時まで	○選挙公報掲載申請書 ○選挙公報掲載原稿(2枚) ○候補者の写真(2枚) 上半身・無帽・白黒で名刺判(縦5.0cm×横4.0cm程度のもの) ※電子データで提出の場合は、別に指定する電子媒体
4 選挙公報掲載文撤回(修正)申請	市選管	4月12日(日) (告示日) 午後5時まで	○選挙公報掲載文撤回(修正)申請書 ○修正した選挙公報掲載原稿(2枚)
5 個人演説会開催申出(公営施設)	市選管	開催しようとする日の2日前の午後5時まで	○個人演説会開催申出書
6 新聞広告の掲載	広告をしようとする新聞社等	4月18日(土)(選挙期日の前日)まで ※選挙当日の新聞に掲載することは不可	○新聞広告掲載証明書

項 目	届 出 先	期 限	届出に必要な書類
7 選挙運動用 通常葉書の交 付請求	日本郵便㈱ 名古屋西郵便局	4月18日(土) (選挙期日の前日) まで	○候補者用通常葉書使用証明書
8 選挙運動用 通常葉書の差 出	日本郵便㈱ 名古屋西郵便局	4月18日(土) (選挙期日の前日) までに選挙人に到達 するように ※ <u>選挙当日に選挙人 に到達するように 差出すことは不可</u>	○選挙運動用通常葉書差出票 ※選挙運動用通常葉書200枚ごとに選 挙運動用通常葉書差出票1枚を添え る。
9 選挙立会人 の届出	選挙長	4月16日(木) (選挙期日前3日) 午後5時まで	○選挙立会人となるべき者の届出書 ○同承諾書
10 出納責任者 選任(異動)届	市選管	選任(異動)後直ちに	○出納責任者選任(異動)届 ※ <u>推薦届出者が選任した場合は、次の書 類も必要</u> ○出納責任者選任承諾書(推薦届出者が 複数ある場合は、推薦届出代表者証明 書)
11 選挙事務員 等の届出	市選管	その者を使用する前	○届出書(報酬を支給する者)
12 選挙運動費 用収支報告書	市選管	5月7日(木) (選挙期日後15日 の5月4日が閉庁日 のため、翌開庁日)午 後5時まで ※ <u>この収支報告書提 出以後のものにつ いては収支のあつ た日から7日以内</u>	○選挙運動費用収支報告書 ○領収書その他の支出を証すべき書面の 写し(領収書を徴し難い事情があるとき は、その支出の明細書。金融機関が 作成した振込明細書に支出目的が記載 されている場合は当該書類の提出で 可)
13 選挙運動用 ビラの届出	市選管	立候補届出後頒布す る前まで	○選挙運動用のビラの届出書 ○選挙運動用ビラ証紙交付票 ○ビラ見本(1種類につき1枚)

第3 選挙運動一覧

種 別	説 明
選挙事務所 (P.11)	<u>設 置 数</u> 1箇所 <u>設 置 場 所</u> 特に制限はないが、選挙当日は投票所を設けた場所の入口から直線距離で300m以内の区域には設置できない。 <u>移 動</u> 1日1回を超えて移動（廃止に伴う設置を含む。）することができない。 <u>届 出</u> 設置（異動）後直ちに市選管へ届け出る。 <u>文 書 図 画</u> ポスター、立札及び看板の類（縦350cm×横100cm以内）の数は、通じて3個以内、ちょうちんの類（高さ85cm×直径45cm以内）1個で、記載内容は選挙事務所を表示するものでなければならない。 <u>頒 布</u> 市選管に届け出た2種類以内のビラを頒布できる。
選挙運動用自動車（船舶） (P.12)	<u>台 数</u> 1台（隻） <u>表 示 板</u> 市選管交付 <u>使 用 車 種</u> 乗車定員10人以下、車両総重量3.5トン未満の自動車 <u>乗 車 人 数</u> 候補者、運転手1人、運動員4人以内（運動員は市選管交付の乗車（船）用腕章を着用） <u>車 上 の 運 動</u> 走行中は、連呼行為（午前8時から午後8時までに限る。）以外の選挙運動をすることはできない。停止中は、午前8時から午後8時までに限り、選挙運動のための演説、連呼行為を行うことができる。ただし、法第140条の2第2項（学校、病院等での静穏保持）、法第165条の2（他の選挙の選挙当日）、法第166条（特定建物等）の制限又は禁止規定に注意を要する。 <u>文 書 図 画</u> ポスター、立札及び看板の類（縦273cm×横73cm以内）の数の制限はない。ちょうちんの類（高さ85cm×直径45cm以内）は1個。記載内容の制限はない。看板の類の取付けは、取付け方によっては、道路交通法に違反する場合がありますので、取付けにあたっては、西枇杷島警察署の指示を受けることが適当です。
拡 声 機 (P.12)	<u>使 用 数</u> 1そろい（常時使用）。このほか、個人演説会（演説を含む。）の開催中、その会場で別に1そろいを使用することができる。1そろいとは、マイク、スピーカー及び増幅装置からなる1組をいい、携帯用のものを含む。 <u>表 示 板</u> 市選管交付（常時使用の1そろい）

種 別	説 明
個人演説会 (P. 13)	<u>形 態</u> 候補者が不特定多数の聴衆を集めて行う演説会。連呼行為及びテープレコーダーや映写等の使用も可能。
	<u>回 数</u> 制限なし
	<u>使 用 施 設</u> 公営施設とその他の施設（その構内を含む。） 1 公営施設 (1) 学校、公民館、公会堂 (2) 市選管が指定した施設（清洲勤労福祉会館（アルコ清洲）及び新川地域文化広場（カルチバ新川）） 2 その他の施設 公営施設及び法第166条（特定建物等）の禁止施設以外のもの
	<u>開 催 手 続</u> 1 公営施設使用の個人演説会を開催する場合は、開催予定日2日前までに市選管が定める様式の文書で市選管へ申し出る。 2 その他の施設使用の個人演説会を開催する場合は、候補者と施設管理者との間で使用についての承諾を得る必要はあるが、市選管へ申し出る必要はない。
	<u>開 催 周 知</u> 候補者が行う。選挙運動用ポスター（ポスター掲示場に掲示）、選挙運動用通常葉書、選挙運動用ビラ、街頭演説等で周知。
	<u>演 説 者</u> 候補者、運動員等。テープレコーダー等、スライド等の映写等（屋内に限る。）も使用可能。
	<u>文 書 図 画</u> 1 会場外 ポスター、立札及び看板の類（大きさが縦273cm×横73cm以内のもの）は、会場ごとに通じて2個以内。 ちょうちんの類（大きさが高さ85cm×直径45cm以内のもの）は、会場の内外を通じて1個に限られ、会場外に掲示した場合は、会場内に掲示できない。 ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類の記載内容は特に制限がないが、その表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載するとともに演説会が終了したときは直ちに撤去する必要がある。上記以外は一切掲示も頒布もできない。 2 会場内 ポスター、立札及び看板の類の数、規格の制限はない。ちょうちんの類（大きさが高さ85cm×直径45cm以内のもの）は、会場の内外を通じて1個に限られ、会場内に掲示した場合は、会場外に掲示できない。ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類の記載内容は特に制限がないが、その表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければならない。会場内では選挙運動用ビラのみ頒布することが可能。
	<u>開 催 制 限</u> 法第165条の2（他の選挙の選挙当日）、法第166条（特定建物等）の制限又は禁止規定に注意を要する。

種 別	説 明
街 頭 演 説 (P. 14)	<u>形 態</u> 街頭又は公園、空き地等で多数の人に対してする演説（屋内から街頭へ向かってする演説を含む。）、連呼行為及びテープレコーダーの使用も可能。 不特定多数の人をあらかじめ集めて行う場合は、自陣演説会になることに注意。
	<u>標 旗</u> 街頭演説は、市選管が交付する標旗を掲げて演説者がその場所にとどまって行う。歩行中や走行する車上の演説は禁止されている。
	<u>人 員</u> 候補者、運転手 1 人、運動員 15 人以内（運動員は市選管が交付する街頭演説用腕章又は乗車（船）用腕章を着用）
	<u>演 説 者</u> 候補者、運動員等。連呼行為及びテープレコーダーの使用も可能であるが、スライド等の映写等はできない。
	<u>時 間</u> 午前 8 時～午後 8 時に限る。ただし、長時間にわたり、同一の場所にとどまって行うことのないように努めること。（法第 140 条 2、第 164 条の 6）
	<u>文 書 図 画</u> 選挙運動用自動車（船舶）に取り付けられているもの以外は掲示できない。 また、選挙運動用ビラ以外は頒布できない。
	<u>演 説 の 制 限</u> 法第 140 条の 2（学校、病院等での静穏保持）、第 165 条の 2（他の選挙の選挙当日）及び法第 166 条（特定建物等）の制限又は禁止規定に注意を要する。
連 呼 行 為 (P. 15)	<u>形 態</u> 短時間に一定の文句を連続反復して呼びかけること。
	<u>時 間</u> 選挙運動用自動車（船舶）の上において、午前 8 時から午後 8 時まで
	<u>場 所</u> 個人演説会の会場及び街頭演説（演説を含む。）の場所
	<u>制 限</u> 法第 140 条の 2（学校、病院等での静穏保持）、法第 165 条の 2（他の選挙の選挙当日）及び法第 166 条（特定建物等）の制限又は禁止規定に注意を要する。
文 書 図 画 (P. 16) (インターネットによるものを除く。)	1 頒布できるもの 選挙運動用通常葉書のほか、市選管に届け出た 2 種類以内のビラ 4,000 枚を上限に頒布することが可能。（法第 142 条） これ以外は一切頒布できない。
	○ 選挙運動用通常葉書 <u>葉 書 枚 数</u> 2,000 枚
	<u>通 常 葉 書 を 使用する場合</u> 選挙長が交付する候補者用通常葉書使用証明書を日本郵政(株)名古屋西郵便局に提示して、受領する。（無料）

種 別	説 明
文 書 図 画 (P.16) (インターネットによるものを除く。)	<u>私製葉書を使用する場合</u> 選挙長が交付する候補者用通常葉書使用証明書を、日本郵便(株)名古屋西郵便局に提示して、私製葉書に選挙用の表示を受ける。 私製葉書については、次の点に注意を要する。 規 格 縦 14 cm～15.4 cm 横 9 cm～10.7 cm 重 量 2 g～6 g 地 色 白色又は淡色 紙質及び厚さ 通常葉書と同等以上 その他 <u>切手を貼付する場所には、切手を貼付したり「別納」等の表示はしたりせず、無地のまま日本郵便(株)名古屋西郵便局に提出すること。</u> <u>葉書の差出</u> 日本郵便(株)名古屋西郵便局に、選挙長が交付する選挙運動用通常葉書差出票により差し出す。差出票1枚について200枚の葉書を差し出すことができる。郵便によらず使送によったり、選挙人に手渡したり、ポストに投函することはできない。また、選挙当日選挙人に到達するように差し出すこともできない。 <u>記 載 内 容</u> 特に制限なし ○ 選挙運動用ビラ <u>枚 数</u> 市選管に届け出た2種類以内 4,000枚以内 <u>規 格</u> 長さ29.7 cm×幅21 cm以内 (A4判以内) <u>記 載 内 容</u> 特に制限なし。頒布責任者及び印刷者の氏名(法人にあっては名称)及び住所の記載を要する。 <u>頒 布 方 法 等</u> 新聞折込、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所。ただし、市選管が発行する証紙を貼らなければならない。
文 書 図 画 (P.18) (インターネットによるものを除く。)	2 掲示できるもの (1) 選挙事務所を表示するもの(選挙期日当日も掲示可) ポスター、立札及び看板の類(縦350 cm×横100 cm以内)を通じて3個。 ちょうちんの類(高さ85 cm×直径45 cm以内) 1個。 (2) 選挙運動用自動車等に取り付けるもの ポスター、立札及び看板の類(縦273 cm×横73 cm以内)は数の制限なし。 ちょうちんの類(高さ85 cm×直径45 cm以内)は1個。 (3) 候補者が使用するたすき、胸章及び腕章の類

種 別	説 明
文 書 図 画 (P. 19) (インターネットによるものを除く。)	(4) 個人演説会場において演説会の開催中使用するもの <u>会 場 外</u> ポスター、立札及び看板の類(大きさが縦273cm×横73cm以内のものは、会場ごとに通じて2個以内。ちょうちんの類(大きさが高さ85cm×直径45cm以内のものは、会場の内外を通じて1個に限られ、会場外に掲示した場合は会場内に掲示できない。ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類の記載内容は特に制限がないが、その表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければならない。) <u>会 場 内</u> ポスター、立札又は看板の類の数、大きさの制限はない。 ちょうちんの類(大きさが高さ85cm×直径45cm以内のものは、会場の内外を通じて1個に限られ、会場内に掲示した場合は、会場外に掲示できない。ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類の記載内容は特に制限がないが、その表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければならない。) (5) 選挙運動用ポスター 長さ42cm×幅40cm以内。表面に候補者の氏名、掲示責任者及び印刷者の氏名(法人にあつては名称)及び住所を記載すること。また、他人若しくは他の政党等の名誉を傷つけたり、善良な風俗を害したり、特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をするなど、品位を損なう内容を記載してはならない。 掲示は、ポスター掲示場(市内107箇所)ごとに1枚に限る。なお、投票日当日においても掲示しておくことができるが、投票当日には新たに掲示し、又は貼り替えることはできない。
新 聞 広 告 (P. 20)	<u>回 数</u> 2回 <u>で き る 者</u> 候補者(有料) <u>手 続</u> 選挙長が交付する新聞広告掲載証明書を新聞社等に提出して行う。 <u>ス ペ ー ス</u> 横9.6cm×縦2段組以内で記事下に掲載 <u>内 容</u> 自由(色刷りはできない。)

種 別	説 明
選 挙 公 報 (P. 20)	<u>発 行</u> 市選管 <u>掲 載 申 請</u> 候補者が告示日の午後 5 時までに掲載申請書に原稿 2 枚及び写真（無帽・無背景・上半身・白黒・3 月以内に撮影したもので、縦 5. 0 cm×横 4. 0 cm のもの。裏面に氏名を記載）2 枚（電子データによる提出の場合は、選挙公報掲載文の電子データ（一式）及び選挙公報掲載文の電子データを出力した確認用見本（紙で 1 枚））を添えて市選管に行う。 <u>字 数 等</u> 字数は特に制限はない。掲載文に図、イラストレーション及びこれらの類を記載する場合においては、それらの部分に係る面積の合計は、掲載文を掲載することができる面積の概ね 2 分の 1 以下に限られる。 <u>内 容</u> 氏名欄に候補者届出書に記載された氏名（通称使用の認定を受けた場合は通称）を記載すること以外、候補者の経歴、政見等を記載するものとされ、特に制限はないが、他人の名誉を傷つけ、又は善良な風俗を害したり、特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をしたりすることはできない。 <u>掲 載 順 序</u> 市選管がくじで定める。
インターネット (P. 21)	<u>ウェブサイト等を利用</u> 誰でも（年齢満 18 歳未満の者等は除く。）、ウェブサイト等（インターネットを利用する方法のうち、電子メールを除く。）を利用する方法により、選挙運動を行うことができる。その際は、文書図画を掲載するウェブサイト等に、電子メールアドレス等を表示しなければならない。また、そのウェブサイト等は選挙期日当日もそのままにしておくことができるが、選挙期日当日の更新はできない。 <u>電子メールを利用</u> 電子メールを利用する方法による選挙運動は、候補者及び確認団体（この選挙に所属候補者があるものに限る。）に限り、行うことができる。その際は、電子メールの送信を求め、同意を送信者に通知した者及び政治活動用電子メール（メールマガジン等）を継続的に受信している者であって、メールの送信を拒否しなかった者に送信先は限られ、通知、求め又は同意があったこと等の記録を保存しなければならない。また、電子メールで送信される文書図画には、氏名、名称や電子メールアドレス等を表示しなければならない。 <u>有料インターネット広告の禁止</u> 選挙運動のための有料インターネット広告は禁止されている（政党等が、その政党等の選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクする政治活動用有料広告を掲載する場合を除く。）。

種 別	説 明
選挙運動費用 (P. 32)	<u>制 限 額</u> 市選管が告示した額（告示日に確定） （５０１円×選挙人名簿登録者数／２１（議員定数））＋ ２，２００，０００円
	<u>実 費 弁 償</u> １ 運動員 (1) 交通費 鉄道賃、船賃及び車賃の実費 (2) 宿泊料 食事料２食分を含み１夜２３，０００円 (3) 弁当料 １食１，５００円以内、１日４，５００円以内 (4) 茶菓料 １日１，０００円以内 ２ 労務者 (1) 交通費 鉄道賃、船賃及び車賃の実費 (2) 宿泊料 食事料を含めずに１夜２０，０００円以内 (3) 弁当料、茶菓料 支給できない。
	<u>労 務 者 等 の 報 酬</u> １ 労務者 日額１０，０００円以内、超過勤務手当１日につきこの額の５割以内。 ２ 事務員 日額１５，０００円以内（超過勤務手当なし。）。 なお、<u>事務員、車上等運動員、手話通訳者及び要約筆記者については、次の制限がある。</u> (1) 支給期間 文書で市選管に届け出たときから選挙期日の前日までの間 (2) 支給人員 １日９人以内。ただし、(1)の期間を通じて４５人まで異なる者を届け出ることができる。

第4 選挙運動に関する注意

1 選挙事務所

選挙事務所とは、選挙運動に関する事務を取り扱う一切の場所的設備をいいます。したがって、政党その他の政治団体又は候補者の運動員等によって、特定の候補者のための選挙対策本部、後援会、連絡所等の名称に名を借りて特定の候補者の選挙に関する事務を取り扱うような場合は、それらが選挙事務所とみなされることがあります。

なお、休憩所その他これに類似する設備は、選挙運動のために設けることはできませんが、演説会場における弁士の控室、選挙事務所の一部に設けられる運動員の休憩所等は、ここにいう休憩所等には含まれません。(法第133条)

(1) 設置数

選挙事務所は、候補者1人につき1箇所だけ設置することができます(数人の候補者が共同して1つの選挙事務所を使用する場合は、各候補者について、それぞれ1箇所と数えられます。)(法第131条)

(2) 選挙事務所の移動

設置された選挙事務所は、1日につき1回を超えて移動(廃止に伴う設置を含む。)することはできません。(法第131条)

(3) 設置(異動)届

選挙事務所の設置や異動については、直ちに市選管に届け出ることが必要です。(法第130条)

(4) 設置場所

選挙事務所は、選挙の当日であっても投票所を設けた場所の入口から直線距離で、300m以外の区域であれば設置できますが、これに違反して設置されたものは閉鎖させられますので、注意してください。(法第132条、第134条)

(5) 選挙事務所のポスター、立札、ちょうちん及び看板の類

選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札及び看板の類を通じて3個以内並びにちょうちんの類1個を掲示することができます。これらの文書図画は、選挙事務所を表示するためのものでなければならぬので、選挙事務所の表示でないものは掲示できません。

ポスター、立札及び看板の類の規格は、縦350cm×横100cm以内、ちょうちんの類は、高さ85cm×直径45cm以内です。(法第143条)

なお、「通じて3個」とは、ポスター1、立札1、看板1というようにその数の合計が3を超えないことであり、その数の配分については全く自由です。また、両面で使用した場合は2個と数えられます。

これらの文書図画の掲示は、選挙事務所の場所に限るもので、選挙事務所から離れた場所に掲示することはできません。

(6) 選挙運動用ビラの頒布

市選管へ届け出た2種類以内の選挙運動用ビラを選挙事務所内においては頒布することができますが、選挙当日は頒布できません。このビラの大きさは、長さ29.7cm×幅21.0cm以内で市選管が交付する証紙を貼らなければなりません。(法第142条、令第109条の6)

2 自動車・船舶・拡声機の使用

(1) 使用できる自動車等の数

使用できるのは、自動車1台又は船舶1隻及び拡声機1そろいで、これらを使用する際には、立候補届出の際に交付を受けた表示を、使用する自動車又は船舶及び拡声機の外部から見やすい箇所に掲示していなければなりません。（法第141条）

なお、拡声機を自動車に取り付けるための器具（キャリア等）は、拡声機1そろいには含まれません。

(2) 使用できる自動車の車種

使用できる自動車の車種は、乗車定員10人以下、車両総重量3.5トン未満の自動車です。（令和8年1月1日以後に告示される選挙から、全ての選挙において統一されました。）

(3) 自動車のポスター、立札、ちょうちん及び看板の類

自動車（船舶）には、ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類を掲示することができます。規格は、ポスター、立札及び看板の類については、縦27.3cm×横7.3cm以内で、個数の制限はありません。また、ちょうちんの類については、高さ8.5cm×直径4.5cm以内の大きさのものを1個に限り取り付けることができます。なお、看板の類の取付けは、取付け方によっては、道路交通法に違反する場合がありますので、取付けに当たっては、西枇杷島警察署の指示を受けることが適当です。

(4) 拡声機

拡声機1そろいを使用することができますが、この1そろいとは拡声装置を基準として数えるもので、マイク1個、スピーカー1個、増幅装置をもって1そろいとします。また、マイク・スピーカー・増幅装置が一体となった電気メガホンなどの携帯用の拡声機については、1台で1そろいとなります。

なお、スピーカーを自動車に永久的な方法で取り付けるときには、陸運支局長の許可を要することになっています。また、拡声機の使用については、表示を要するもののほか、個人演説会（街頭演説以外の演説を含む。）の開催中その会場において別に1そろいを使用することができます。（法第141条第1項ただし書）

(5) 自動車又は船舶、拡声機の数制限

自動車又は船舶、拡声機の数制限は、候補者1人についてのものですので、候補者の運動員が使用する場合も含まれます。2人以上の候補者が共同して使用するときも各候補者について、それぞれ1台（隻）又は1そろいと計算されます。

(6) 選挙運動用自動車の使用の公営

選挙運動用自動車の使用に関し、供託物が市に帰属することとならない場合に限り、そのうちの一定額が公費負担となります。詳細は「選挙公営の手引き」によってください。

なお、選挙運動用自動車を使用するために要した支出は、選挙運動費用には含まれません。

(7) 自動車等の乗車制限

選挙運動用自動車（船舶）に乗車（船）できる者は、候補者と運転手（船員）を除き、自動車（船舶）1台（隻）につき、4人を超えることができません。また、乗車（船）する者は、立候補届出の際に交付を受けた乗車（船）用腕章を着用しなければなりません。（法第141条の2）

3 個人演説会

個人演説会とは、候補者が自己の政見の発表、選挙人への投票依頼等選挙運動のために候補者個人が開催する演説会です。

(1) 使用する施設

個人演説会は、公営施設を使用して開催するものと、それ以外の施設を使用して開催するものと2つの方法があります。公営施設とは、学校（学校教育法第1条に規定する学校）、公民館（社会教育法第21条に規定する公民館）、地方公共団体の管理に属する公会堂及び市選管が指定した施設をいいます。（法第161条第1項）

(2) 公営施設を利用する個人演説会の開催申出

ア 申出者

候補者に限ります。（法第163条）

イ 申出期限

開催しようとする日の2日前の午後5時まで（法第163条、第270条）

ウ 申出先

市選管（法第163条、令第112条）

エ 申出方法

市選管から「個人演説会開催申出書」の交付を受け、これに必要事項を記載して申し出てください。（法第163条、令第112条第1項）

2人以上の候補者が共同して個人演説会を開催しようとする場合は、各候補者の申出書ごとにその旨を付記してください。

オ 申出の撤回

開催の申出をした後、その申出を取り消そうとするときは、申出期限内（開催の日の2日前の午後5時まで）に限って認められます。開催日の2日前の午後5時までに撤回がなされないときは、改めて同一施設につき無料の取扱となりません。

カ 同一施設への開催申出

同一施設について、同時に2以上の個人演説会の開催申出をすることはできません。また、同一施設について既に申し出た使用の日を経過しないうちに新たな申出をすることはできません。（令第112条第2項）

キ 使用時間

個人演説会の施設を使用することができる時間は、1回について5時間を超えることはできません。（令第112条第3項）

ク 料 金

候補者一人につき、同一施設ごとに1回に限り無料で使用できますが、2回目からは所定の料金を納付しなければなりません。（法第164条）

(3) 公営施設以外の施設を利用する個人演説会

公営施設以外の施設を利用する場合は、候補者とその施設の管理者との間で使用についての承諾を得て開催すればよく、市選管に開催の申出をする必要はありません。また、この場合には、施設を使用することができる時間の制限もあります。なお、公営施設以外の施設を使用するときは法166条の規定による制限（特定建物等）がありますので注意してください。

(4) 個人演説会の制限

ア 開催できる者

候補者に限られます。（法第161条、第161条の2）

したがって、候補者以外の第三者が主催して、候補者の選挙運動のために合同演説会（例えば新聞社、青年団等が主催して行う演説会等）等を開催することは、禁止されています。（法第164条の3）

イ 開催回数

制限はありません。

ウ その他

- (7) 個人演説会では、録音盤（テープレコーダー等）を使用した演説や、候補者のウェブサイトスクリーンに映写しながら政策を訴えることも可能です。（法第164条の4）
- (4) 他の選挙の選挙期日には、投票所を設けた場所の入り口から直線距離で300m以内の区域においては、投票所を閉じる時刻までは、個人演説会を開催できません。（法第165条の2）
- (7) 公営施設以外の公共建物においては、個人演説会は開催できませんのでご注意ください。（法第166条）

(5) 個人演説会における文書図画

ア 会場外の文書図画

ポスター、立札及び看板の類（大きさが縦27.3cm×横7.3cm以内のもの）は、会場ごとに通じて2個以内。ちょうちんの類（大きさが高さ8.5cm×直径4.5cm以内のもの）は、会場の内外を通じて1個に限られ、会場外に掲示した場合は、会場内に掲示できません。（法第143条第1項及び第8項から第10項まで）

ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類の記載内容は制限がありませんが、その表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければなりません。（令第110条）

イ 会場内の文書図画

ポスター、立札及び看板の類の数・大きさの制限がありませんが、往来等外部から見えるような形態で掲示することはできません。ちょうちんの類（大きさが高さ8.5cm×直径4.5cm以内のもの）は、会場の内外を通じて1個に限られ、会場内に掲示した場合、会場外に掲示できません。

ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類の記載内容は特に制限がありませんが、その表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければなりません。（令第110条）

4 街頭演説

街頭演説とは、街頭又はこれに類する場所（公園、空き地等）で不特定多数の人に向かって行う選挙運動のための演説のことを指しますが、次のような制限がありますので注意してください。

- (1) 歩行中や走行する車上からの演説は禁止されています。（法第141条の3、第164条の5）
- (2) 演説中は、必ず立候補届出の際に交付された街頭演説用標旗を掲げなければなりません。（法第164条の5）

屋内から街頭へ向かって行う演説も街頭演説に含まれますので、標旗の掲示を必要とします。1人の弁士が2人以上の候補者の応援演説をしようとするときは、それぞれの標旗を必要とします。

なお、録音盤やテープレコーダーを使用して演説することは差し支えありません。

ん。(法第164条の4)

- (3) 街頭演説において選挙運動に従事する者は、候補者と選挙運動用自動車の運転手1人を除き15人に限られ、これらの者は立候補届出の際に交付された街頭演説用腕章又は乗車用腕章を着用しなければなりません。(法第164条の7)
 - (4) 街頭演説は、午後8時から翌日の午前8時までの間はできません。(法第164条の6第1項)
 - (5) 街頭演説においては、選挙運動のための連呼行為をすることができます。(法第140条の2第1項)
 - (6) 街頭演説は、次に掲げる建物又は施設ではできません。(法第166条)
 - ア 国若しくは地方公共団体が所有し、又は管理する建物（公営住宅を除く。）
 - イ 汽車、電車、乗合自動車、船舶（法第141条の規定により表示を掲げて使用するものを除く。）及び停車場その他鉄道地内
 - ウ 病院、診療所その他の療養施設
 - (7) 学校、病院、診療所等の周辺では、静穏を保持するよう努めなければなりません。(法第140条の2第2項、第164条の6第2項)
 - (8) 街頭演説をする者は、長時間にわたり、同一の場所にとどまってすることのないように努めなければなりません。(法第164条の6第3項)
 - (9) 街頭演説の場所においては、選挙運動用自動車（船舶）に取り付けられている文書図画以外のものは掲示できません。(法第143条)
 - (10) 他の選挙の選挙期日には、投票所を設けた場所の入口から直線距離で300m以内の区域においては、投票所を閉じる時刻までは、街頭演説をすることはできませんので、ご注意ください。(法第165条の2)
 - (11) 市選管に届け出た選挙運動用ビラを頒布することができます。これらのビラには市選管が交付する証紙を貼らなければなりません。(法第142条、令第109条の6)
- なお、上記選挙運動用ビラ以外は、一切頒布できません。

5 連呼行為

何人も選挙運動のために連呼行為（短時間に一定の文句を連続反復して呼びかけることをいいます。）をすることはできませんが、個人演説会の会場又は街頭演説（演説を含みます。）の場所で行う場合は許されています。また、午前8時から午後8時までの間に限り、自動車又は船舶の上において行うことも許されています。(法第140条の2第1項)

なお、連呼行為は次の場所においてはすることができませんので、注意してください。

- (1) 選挙運動期間中に他の選挙が行われる場合において、他の選挙の選挙期日には、投票所を閉じる時刻までの間は、その投票所を設けた場所の入口から直線距離で300m以内の区域（法第165条の2）
- (2) 公営住宅を除く国又は地方公共団体が所有し、又は管理する建物（公営施設を使用した個人演説会場を除く。）（法第166条）
- (3) 汽車、電車、乗合自動車、船舶（法第141条の規定により表示を掲げて使用するものを除く。）及び停車場その他鉄道地内並びに病院、診療所その他の療養施設（法第166条）

また、連呼行為をする者は、学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては静穏を保持するよう努めなければなりません。(法第140条の2第2

項)

6 文書図画の頒布

選挙運動のために頒布する文書図画は、次に掲げる選挙運動用通常葉書（選挙用である旨の表示がしてあるもの）及び選挙運動用ビラ以外は使用することができません。（法第142条第1項）

(1) 選挙運動用通常葉書

ア 頒布できる枚数

候補者1人につき2,000枚

イ 規格

選挙運動用通常葉書は、通常葉書、私製葉書のいずれでも差し支えありません。

(7) 通常葉書の場合

選挙長が交付する候補者用通常葉書使用証明書を告示日から選挙期日の前日までの間に日本郵便(株)名古屋西郵便局に提示して交付を受けてください。無料で交付を受けられます。投票日前日までに葉書が選挙人に配達されるよう交付を受けてください。

(4) 私製葉書の場合

日本郵便(株)名古屋西郵便局に私製葉書を提出し、かつ、選挙長が交付する候補者用通常葉書使用証明書を提示して、告示日から選挙期日の前日までの間に選挙用の表示を受けてください。この場合も無料です。

なお、私製葉書については、次の点に注意してください。

- a 規格 縦14cm～15.4cm 横9cm～10.7cm
- b 重量 2g～6g
- c 地色 白色又は通常葉書程度の淡色
- d 紙質及び厚さ 通常葉書と同等以上
- e その他 切手を貼付する場所には、切手を貼付したり、「別納」等の表示はせず、無地のまま日本郵便(株)名古屋西郵便局に提出すること。

ウ 差出し方法

選挙運動用通常葉書は、選挙運動の期間中（告示日から選挙期日の前日まで）に配達されるように、200枚ごとに選挙運動用通常葉書差出票（立候補届出の際に交付）1枚を添えて、日本郵便(株)名古屋西郵便局の窓口差し出さなければなりません。（公職選挙郵便規則第8条）

郵便によらず、ポストに投函したり、運動員などにより直接選挙人に頒布したりすることはできません。また、選挙当日に到着するように差し出すこともできません。

エ 書き損じ等

選挙運動用通常葉書で印刷を誤り、書き損じ又はき損したもの（以下「書損葉書」という。）については、その枚数に限り手持ちの通常葉書を使用できますが、この場合でも日本郵便(株)名古屋西郵便局で選挙用の表示を受けることが必要です。書損葉書は上記の表示を受ける際に、同時に提出し、選挙運動期間中、日本郵便(株)名古屋西郵便局において保管されることになっています。（公職選挙郵便規則第6条）

なお、宛名等を誤り返戻された場合は、訂正して再差出しすることができません（枚数には再計上）が、代わりの葉書を用いることはできません。

オ 記載内容

選挙運動用通常葉書の記載内容については、特に制限はありません。ただし、その内容が犯罪を構成する場合（名誉毀損罪「刑法第230条」、買収及び利害誘導罪「法第221条、第222条」、選挙自由妨害罪「法第225条」、選挙犯罪のせん動罪「法第234条」、虚偽事項公表罪「法第235条」等）は、それぞれの法律の罰則対象となります。

同一世帯内の数人の有権者に対して、連名で出すこともできますが、例えば「〇〇会社御中」というように多数の選挙人に回覧、掲示等の特別の方法をとらないと周知できないような出し方は、回覧の禁止に触れることになります。

また、選挙運動用通常葉書の制限内において使用するものに限り、自筆であると否とを問わず、第三者に依頼して推薦状の形式で出すことも差し支えありません。2人以上の候補者が連名で使用するときは、各候補者についてそれぞれ1枚として計算されます。

(2) 選挙運動用ビラ

ア 頒布できる枚数

候補者1名につき市選管に届け出た2種類以内、4,000枚以内

イ 規 格

ビラの大きさは、縦29.7cm×横21cm（A4判）以内

市選管が発行する証紙を貼らなければなりません。

ウ 記載内容

通常葉書と同様、犯罪行為とならない限り、特に記載内容の制限はありませんが、ビラの表面には、頒布責任者及び印刷者の氏名並びに住所（法人にあっては名称及び所在地）を記載しなければなりません。また、色刷りや両面記載もできます。

エ 頒布方法

新聞折込、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布に限られます。

オ 選挙運動用ビラの作成の公営

選挙運動用ビラの作成経費は、供託物が没収とならない場合に限り、そのうちの一定額が公費負担となります。詳細は「選挙公営の手引き」によってください。

なお、公費負担となった額についても、選挙運動費用には計上してください。

(3) その他

選挙運動のために使用する回覧板その他の文書図画又はプラカード、看板等の類を多数の者に回覧することは、文書図画の頒布とみなされ、禁止されています。（法第142条第12項）

選挙運動用自動車（船舶）に取り付けて使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類をその自動車（船舶）に取り付けたままで回覧することは許されています。

また、候補者が使用するたすき、胸章、腕章の類を着用したままで回覧することは差し支えありません。（法第142条第12項）

7 文書図画の掲示

選挙運動のために掲示する文書図画は、次に掲げるもののほかは使用することができません。(法第143条第1項)

選挙運動のため、アドバルーン、ネオン・サイン、電光による表示、スライドその他の方法による映写等の類を掲示する行為は、禁止されています。(法第143条第2項)

(1) 選挙事務所表示用ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類

ア 数量等

ポスター、立札及び看板の類は、選挙事務所ごとに通じて3個以内、ほかにちょうちんの類1個に限られます。ポスター、立札及び看板の類の規格は、縦350cm×横100cm以内、ちょうちんの類の規格は高さ85cm×直径45cm以内です。

イ 内容

選挙事務所を表示する内容を記載します。付随的に政見等の記載も差し支えないことになっていますが、政見等を主とするもの又は単に政見等のみを記載したものは掲示できません。

ウ 掲示場所

選挙事務所の場所で使用する以外は掲示できません。したがって、選挙事務所以外の建物等に事務所への案内標や横断幕等を掲示することはできません。

エ その他

選挙事務所を廃止したときは、掲示したポスター、立札、ちょうちん及び看板の類を直ちに撤去しなければなりません。(法第143条の2)

(2) 選挙運動用自動車又は船舶に取り付けて使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類

ア 数量等

ちょうちんの類(高さ85cm×直径45cm以内)は1個に限られますが、ポスター、立札及び看板の類(縦273cm×横73cm以内)は数の制限がありません。

イ 内容

特に制限はありません。

ウ 掲示場所

市選管から交付を受けた自動車(船舶)用表示をつけた選挙運動用自動車(船舶)に限ります。

エ その他

これらのポスター、看板等を選挙運動用自動車(船舶)に取り付けたまま回覧させることは差し支えありません。(法第142条第12項)

また、その自動車(船舶)を選挙運動のために使用することをやめたときは、直ちに撤去しなければなりません。(法第143条の2)

(3) 候補者が使用するたすき、胸章、腕章の類

候補者の使用するたすき、腕章、胸章の類には、数量等の制限はありませんが、通常の高さを超える氣勢を張る行為(法第140条)に該当するおそれがあります。

また、表示の内容にも特別の制限はなく、候補者が着用したまま回覧することも差し支えはありませんが、使用者は候補者に限られます。

(4) 個人演説会の会場において使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類

ア 会場外

(7) 掲示できるもの

ポスター、立札及び看板の類（縦273cm×横73cm以内）は、会場ごとに通じて2個以内。ちょうちんの類（高さ85cm×直径45cm以内）は、会場の内外を通じて1個に限られ、会場外に掲示した場合は会場内に掲示できません。（法第143条第1項、第8項～第10項）

(8) 内容

特に制限はありませんが、表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければなりません。（令第110条）

イ 会場内

(7) 掲示できるもの

ちょうちんの類（高さ85cm×直径45cm以内）は、会場の内外を通じて1個に限られ、会場内に掲示した場合は会場外に掲示できません。なお、ポスター、立札及び看板の類は、規格、数ともに制限はありません。（法第143条第1項、第8項～第10項）

また、この他に個人演説会場の内部において、映写等の類の掲示をすることも可能です。

(8) 内容

特に制限はありませんが、表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければなりません。（令第110条）

(9) その他

個人演説会が終了したときは、掲示したポスター、立札、ちょうちん及び看板の類を直ちに撤去しなければなりません。（法第143条の2）

(5) 選挙運動用ポスター

候補者一人につき、ポスター掲示場の設置数（市内107箇所）まで市選管の設置した掲示場に掲示することができます。この際、立候補届出番号と同一番号の表示がある区画内に掲示してください。

また、過去の選挙において、強風等の影響によりポスターがはがれてしまうケースが多く発生しています。掲示の際は、強風等ではがれることがないようにご注意ください。

ア 大きさ

長さ42cm×幅40cmを超えることはできません。（法第143条第13項）

イ 数量

ポスター掲示場ごとに1枚（法第143条第3項）

ウ 内容

表面に候補者の氏名、掲示責任者及び印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所を記載してください。また、他人若しくは他の政党等の名誉を傷つけたり、善良な風俗を害したり、特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をするなど、品位を損なう内容を記載してはなりません。（法第144条の4の2、法第144条第5項）

(6) ポスターの作成の公営

選挙運動用ポスターの作成経費は、供託物が没収とならない場合に限り、そのうちの一定額が公費負担となります。詳細は、「選挙公営の手引き」によってください。なお、公費負担となった額についても、選挙運動費用には計上してください。

い。

※ 政党等の政治活動用ポスターの撤去

選挙の期日の告示日前に政党その他の政治活動を行う団体がその政治活動のために使用するポスターを掲示した者は、当該ポスターにその氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載された者が、清須市議会議員一般選挙において候補者となったときは、当該候補者となった日（４月１２日（日））のうちに、清須市内における当該ポスターを撤去しなければなりません。（法第２０１条の１４）

8 新聞広告

候補者は、選挙運動の期間中その選択する新聞に２回に限り有料で一定の規格内（横９．６cm 縦２段組以内で、記事下に限られ、色刷は認められません。）の広告を掲載することができます。（法第１４９条第４項）

(1) 発行上の注意

選挙当日に発行される新聞に広告を掲載することはできません。

(2) 共同使用

広告の内容及び掲載する新聞社の選択は自由ですが、１つの広告に２人以上の候補者が共同使用するときは、候補者ごとにそれぞれ１回として計算されます。

(3) 頒布・掲示の制限

新聞販売を業とする者は、広告の掲載された新聞を、通常の方法で頒布することあるいはその新聞を発行する会社の本社、支社、支局（個人が発行する新聞については、主たる事務所及びその他の事務所）、販売店の店頭等で掲示することが常例となっている場所に限り掲示することはできますが、候補者、運動員等が大量に買い入れて頒布したり、掲示したりすることはできません。

9 選挙公報

(1) 申請期限

告示日の午後５時まで（法第１７２条の２、第２７０条）

(2) 申請先

市選管

(3) 申込方法

ア 原稿用紙及び写真を紙で提出する場合

選挙公報掲載申請書に候補者の写真（無帽・正面向・上半身・無背景・白黒・３月以内に撮影したもので、縦５．０cm×横４．０cmのもの。裏面に氏名を記載）２枚及び所定の原稿用紙に記載した掲載文２通を添えて申請してください。

イ 原稿用紙及び写真を電子データで提出する場合

選挙公報掲載申請書に、掲載文（市ホームページからダウンロードした選挙公報の原稿用紙の電子データに記録されたもの）及び候補者の写真（無帽・正面向・上半身・無背景・白黒・３月以内に撮影したもので、掲載文を記録した原稿用紙の電子データの写真欄に貼り付けたもの）を記録したＣＤ－Ｒ２枚並びに原稿用紙（写真を含む。）の電子データを紙に原寸大で出力したものを１部添えて申請してください。

(4) 文字等

字数には特に制限はありません。

掲載文に図、イラストレーション及びこれらの類を記載し、又は記録しようと

する場合においては、それらの部分に係る面積の合計面積は、掲載文を記載し、又は記録することができる面積の概ね2分の1以下に限られます。

(5) 掲載文記載上の注意

立候補予定者説明会の際に配付する注意事項に十分留意の上、記載し、又は記録してください。

(6) 掲載順序

市選管がくじで定めます。掲載申請をした候補者又はその代理人はこのくじに立ち会うことができます。

ア くじを行う場所 清須市役所北館3階

イ くじを行う日時 告示日（4月12日（日））の午後5時30分

10 ポスター掲示場への掲示

市内107箇所にポスター掲示場が設置されます。設置場所については、一覧表及び図面をお渡しいたします。詳しくは市選管にお問い合わせください。（法第144条の2、令第111条、第111条の2）

このポスター掲示場には、法定の選挙運動用ポスター1枚を掲示することができます。

(1) 掲示できる者

候補者

(2) 掲示できる期間

告示日から選挙期日の前日まで（4月12日（日）から18日（土）まで）

ただし、選挙期日当日に新たに掲示することはできませんが、選挙期日前日までに掲示したポスターは選挙期日当日においても掲示しておくことができます。

(3) 掲示できる区画

立候補の届出番号と同一の番号が表示されている区画内に1枚を掲示してください。区画を間違えて掲示した場合や、2枚以上の選挙運動用ポスターを掲示した場合は撤去していただきます。

11 インターネットによる選挙運動

インターネット等を利用する方法により選挙運動をすることができます。ただし、選挙運動用通常葉書等と同様、その内容が犯罪を構成する場合は、それぞれの法律の罰則対象となります。

(1) ウェブサイト等を利用する方法

ア ウェブサイト等を利用する方法

インターネット等を利用する方法のうち(2)の電子メールを利用する方法を除いたもの（法第142条の3第1項）が該当します。

具体的には、ウェブサイト（いわゆるホームページ）、ブログ・掲示板、X（旧ツイッター）・フェイスブック・インスタグラム・LINEなどのSNS、動画共有サービス、動画中継サイトなどが含まれます。

イ ウェブサイト等を利用する方法により選挙運動ができる者（法第142条の3第1項）

誰でもウェブサイト等を利用する方法により選挙運動を行うことができます（法第142条の3第1項）が、選挙運動そのものを行うことができない年齢満18歳未満の者や選挙犯罪により公民権停止中の者、裁判官・警察官等の公務員は除外されます。

ウ 表示義務

ウェブサイト等を利用する方法により選挙運動のために使用する文書図画を頒布する者は、その者の電子メールアドレスその他のインターネット等を利用する方法によりその者に連絡をする際に必要となる情報（例えば、返信用フォームのURLなど）を当該ウェブサイト等に表示しなければなりません。

エ 選挙期日における更新等

ウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画は、選挙期日当日もそのままにしておくことができますが、選挙期日当日は更新できません。（法第142条の3第2項、法第129条）。

(2) 電子メール等を利用する方法

ア 電子メール等を利用する方法

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第1号に規定する電子メールを利用する方法（法第142条の3第1項）が該当します。

具体的には、SMTP方式及び電話番号方式と呼ばれる通信方法が用いられるものを指し、フェイスブックやLINEなどのユーザー間でやりとりするメッセージ機能は含まれない（ただし、一般の電子メールを用いてフェイスブックアドレスにメッセージを送信する等の場合には、SMTP方式が使用されることとなり、電子メールを利用する方式に当たりますので注意が必要です。）。

イ 電子メールを利用する方法により選挙運動ができる者（法第142条の4第1項）

候補者に限ります。ウェブサイト等を利用する方法と異なり、一般の有権者等を行うことができません。

ウ 送信先の制限

選挙運動用電子メールは、次の電子メールアドレス宛でなければ送信することができません（法第142条の4第2項）。

また、電子メールアドレスを明らかにして、選挙運動用電子メールの送信をしないように求める通知を受けたときは、当該電子メールアドレスに選挙運動用電子メールを送信することはできません（法第142条の4第5項）。

	送信対象者	送信対象電子メールアドレス
(7)	あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の求め・同意を選挙運動用電子メール送信者に通知した者※ ¹	選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した電子メールアドレス
(4)	政治活動用電子メール（選挙運動用電子メール送信者が普段から発行している政治活動用メールマガジン等）を継続的に受信している者※ ² であって、あらかじめ選挙運動用電子メールの送信の通知を受け、拒否しなかったもの	政治活動用電子メールに係る自ら通知した電子メールアドレスのうち、選挙運動用電子メールの送信拒否通知をした電子メールアドレス以外のもの

※1 電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した者に限る。

※2 電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した者に限り、かつ、その後に政治活動用電子メールの送信を拒否した者を除く。

エ 記録保存義務（法第142条の4第5項）

選挙運動用電子メール送信者には、次の記録を保存しておかなければなりません。

- (7) 選挙運動用電子メールの送信の求め・同意をした者に対し送信する場合
 - a 受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと。
 - b 選挙運動用電子メールの送信の求め・同意があったこと。
- (4) 政治活動用電子メールの継続的な受信者に対し送信する場合
 - a 受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと。
 - b 継続的に政治活動用電子メールの送信をしていること。
 - c 選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知をしたこと。

オ 表示義務（法第142条の4第7項）

選挙運動用電子メールで送信される文書図画には、次の事項を表示しなければなりません。

- (7) 選挙運動用電子メールである旨
- (4) 選挙運動用電子メール送信者の氏名（又は名称）
- (7) 選挙運動用電子メールの送信者に対し送信拒否通知を行うことができる旨
- (4) 送信拒否通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の通知先

カ その他

選挙運動用電子メールを受け取ったものが、当該電子メールを転送により頒布することはできません（新たな文書図画の頒布としての制限を受けます。このため、電子メールによる選挙運動を行うことができる者が認められている態様により行うことは可能です。）。

(3) 有料インターネット広告の禁止等

選挙運動のための有料インターネット広告は禁止されます。

ただし、政党等は、選挙運動期間中、その政党等の選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクする政治活動用有料広告を掲載することができます（法第142条の6）。

(4) その他

ア 選挙に関しインターネット等を利用する者は、表現の自由を濫用して選挙の公正を害することがないように、インターネット等の適正な利用に努めなければなりません（法第142条の7）。

イ 選挙運動用のホームページや候補者等の選挙運動用電子メールなどの選挙運動用の文書図画をプリントアウトして頒布することはできません（文書図画の頒布として規制されます。）。

ウ 選挙運動用（又は落選運動用）の文書図画（ウェブサイト等）によって自己の名誉を侵害されたとする候補者等からの申し出により、プロバイダ等が当該文書図画を削除する場合について、プロバイダ責任制限法の特定の特例（情報発信者の回答期限の短縮）が設けられています。

この場合、当該候補者等は、文書図画（ウェブサイト等）を管理しているプロバイダ等に対して、次の事項を示してその情報を削除するように申し出る必要があります。

- (7) 自己の名誉を侵害したとする情報
- (4) 名誉が侵害された旨

- (f) 名誉が侵害されたとする理由
- (i) (7)の情報が選挙運動用(又は落選運動用)文書図画に記載されていること。
詳しくは、下記のウェブサイト等をご確認ください。

- a 総務省：インターネット選挙運動の解禁に関する情報
(インターネット選挙運動解禁に関する説明資料、ガイドライン等)
U R L https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10.html
- b プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン
インターネット選挙運動解禁に伴うプロバイダ責任制限法の特例
U R L <https://www.telesa.or.jp/consortium/provider/>
- c bに関する問い合わせ
東海総合通信局電気通信事業課
住所：名古屋市東区白壁１－１５－１
電話：０５２－９７１－９４０１

12 その他の選挙運動に関する事項

(1) 選挙運動の意義

選挙運動とは、「特定の選挙につき、特定の候補者の当選を目的として、投票を得る、若しくは得させるために直接又は間接に選挙人に働きかける一切の行為をいう。」とされています。

選挙運動に該当するかどうかは、次のア～ウの全てを満たすかどうかで判断されることとなります。

ア 選挙が特定されていること。

選挙期日が告示された場合はもちろん、選挙期日が確定していなくても、社会通念上それがどの選挙を目的としているかが認められれば、選挙が特定されているということになります。

イ 特定の人の当選を目的としていること。

特定の人がある選挙に当選するため、あるいは特定の人をその選挙において当選させるため又は特定の人をその選挙に当選させるために他の人の当選を得させまいとする等を目的としていることです。

ウ 選挙人に対して働きかける行為があること。

選挙人に対して、直接又は間接に働きかける行為があることです。

(2) 選挙運動のできる期間

選挙運動は、選挙期日の告示があり、立候補の届出をしたときから、選挙期日の前日までの間でなければすることはできません。立候補の届出前に選挙運動をすることは事前運動として禁止されています。(法第129条)

なお、選挙期日当日の選挙運動については、次の例外があります。

ア 投票所を設けた場所の入口から直線距離で300m以外の区域に限り、選挙事務所を設置することができます。(法第132条)

イ 選挙事務所を表示するためのポスター、立札、ちょうちん及び看板の類を掲示することができます。(法第143条第5項)

ウ ポスター掲示場に掲示されたポスターを掲示しておくことができます。(法第143条第6項)

エ ウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画は、選挙期日当日もそのまま表示しておくことができますが、選挙期日当日は更新できません。(法第

142条の3第2項)

(3) 選挙運動の時間等による制限

ア 午後8時から翌日午前8時までの間は、街頭演説を行うことはできません。
(法第164条の6第1項)

イ 午後8時から翌日午前8時までの間は、車上であっても連呼行為はできません。
(法第140条の2第1項)

ウ 街頭演説をする者は、長時間にわたり、同一の場所にとどまってすることのないよう努めなければなりません。
(法第164条の6第3項)

エ 選挙運動の期間中に他の選挙が行われる場合は、その選挙の当日、投票所の閉鎖時刻までは、投票所を設けた場所の入口から直線距離で300m以内の区域で個人演説会(演説を含む。)、街頭演説、車上の連呼行為を行うことはできません。
(法第165条の2)

オ 公営施設使用の個人演説会の1回について使用できる時間は、5時間を超えることはできません。
(令第112条第3項)

(4) 選挙運動のできる者の制限

選挙運動の公正を確保し、又は選挙人の投票心理に不当な影響を及ぼすおそれがないようにすることなどのため、次の人たちの選挙運動は制限されています。

ア 選挙事務関係者

投票(開票)管理者及び選挙長は、在職中その関係区域内で選挙運動をすることができません。
(法第135条第1項)

イ 特定公務員

(7) 次の公務員は、在職中選挙運動をすることができません。
(法第136条)

a 中央選挙管理会の委員及び中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員並びに選挙管理委員会の委員及び職員

b 裁判官

c 検察官

d 会計検査官

e 公安委員会の委員

f 警察官

g 収税官吏及び徴税の吏員

(4) このほかの公務員についても、国家公務員法、地方公務員法など、それぞれの関係法律によって選挙運動が制限されています。

a 国家公務員

一般職に属する国家公務員(教育公務員を含む。)は、国家公務員法の適用によって選挙運動が制限されています。
(国家公務員法第102条)

b 地方公務員

一般職に属する地方公務員(地方公営企業に従事する職員のうち、管理、監督の地位にある者等以外の者を除く。)は、地方公務員法の適用によってその職員の属する地方公共団体の区域では選挙運動が制限されています。
(地方公務員法第36条)

c 地方教育公務員

教育公務員特例法の適用によって選挙運動が制限されています。
(教育公務員特例法第18条)

ウ 公務員の地位利用

(7) 次に掲げる公務員や、公社、公団等の役職員の地位にある者が、その地位

に伴う影響力を利用（例えば、職務上の組織や身分の上下関係、許可、認可等の職務権限を利用する等）して選挙運動を行うことは、禁止されています。

（法第136条の2）

- a 国家公務員及び地方公務員（一般職、特別職、常勤、非常勤を問わない。）
又は行政執行法人及び特定地方独立行政法人の役員若しくは職員
- b 沖縄振興開発金融公庫の役員又は職員
- ㊦ 前記の公務員等である者が、候補者、候補者になろうとする者（公職にある者も含む。ここでは「候補者等」という。）を推薦したり、支持したり若しくはこれに反対する目的とする次のような行為、又は、候補者等である前記公務員等が候補者として推薦され、若しくは支持される目的をもってする次のような行為は、公務員等の地位利用による選挙運動とみなされて禁止されています。
 - a その地位を利用して、候補者の推薦に関与し、若しくは関与することを援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。
 - b その地位を利用して、投票の周旋勧誘、演説会の開催その他の選挙運動の企画に関与し、その企画の実施について指示し、若しくは指導し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。
 - c その地位を利用して、後援団体を結成し、その結成の準備に関与し、その後援団体の構成員となることを勧誘し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。
 - d その地位を利用して、新聞その他の刊行物を発行し、文書図画を掲示し、若しくは頒布し、又はこれらの行為を援助し、若しくは他人をしてこれらの行為をさせること。
 - e 候補者等を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを申し出、又は約束した者に対し、その代償として、その職務の執行にあたり、その申し出、又は約束した者に係る利益を供与し、又は供与することを約束すること。

エ 教育者の地位利用

教育者（学校教育法に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する幼保連携型認定こども園の長及び教員をいう。以下同じ。）のうち、国立、公立学校勤務の公務員は、前述のとおり選挙運動が禁止されていますが、私立学校の教員については、選挙運動を行うこと自体は禁止されていません。しかし、教育者の選挙運動は、その影響するところが大きく、不当な影響を及ぼすこともあるので、教育者として、学校の児童、生徒、学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることは、私立学校の教員も禁止されています。

教育上の地位利用とは、教育者が学校で占める地位を利用して直接保護者等に働きかける場合はもちろん、生徒等を介して働きかける場合も含みます。

（法第137条）

オ 不在者投票管理者の地位利用

令第55条に規定する病院長等の不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができません。（法第135条第2項）

「その者の業務上の地位を利用して」とは、不在者投票管理者が日常の職務上有する影響力を利用してという意味です。

カ 年齢満 18 歳未満の者

年齢満 18 歳未満の者は、選挙運動をすることはできません。また、年齢満 18 歳未満の者を使用して選挙運動をすることもできません。ただし、選挙運動のための単純かつ機械的な労務にのみ使用することは差し支えありません。（法第 137 条の 2）

キ 選挙権、被選挙権を有しない者

選挙犯罪又は政治資金規正法違反の罪を犯したために、選挙権及び被選挙権を有しない者は、選挙運動をすることができません。（法第 137 条の 3）

(5) 選挙運動員の数の制限

ア 街頭演説の場合の制限

街頭演説の場所において選挙運動に従事することができる者の数は、候補者 1 人について 15 人を超えることはできません。

選挙運動に従事することができる者には、応援弁士、選挙運動用自動車の運転手の助手及び労務者も含まれますが、候補者及び選挙運動用自動車の運転手 1 人（船舶にあっては運行に必要な船員）は含まれません。

街頭演説の場所において選挙運動に従事する者は、街頭演説用腕章又は乗車（船）用腕章を着用しなければなりません。（法第 164 条の 7）

イ 自動車等の乗車制限

選挙運動用自動車（船舶）に乗車（船）できる者は、候補者と運転手 1 人（船舶は運航に必要な船員）を除き、自動車 1 台又は船舶 1 隻につき 4 人を超えることはできません。

選挙運動用自動車（船舶）に乗車（船）する者は、候補者と運転手 1 人（船舶は運航に必要な船員）を除き、乗車（船）用腕章を着用しなければなりません。（法第 141 条の 2）

(6) 選挙運動の場所の制限

ア ポスターの掲示場所

選挙運動用ポスターは、市選管が設置したポスター掲示場以外には一切掲示できません。（法第 143 条第 4 項）

イ 演説（街頭演説を含む。）、連呼行為等の禁止される場所

(7) 公営施設を使用して行う個人演説会を除き、国又は地方公共団体の所有し、又は管理する建物（公営住宅を除く。）（法第 166 条）

(4) 汽車、電車、乗合自動車、船舶（法第 141 条の規定により表示を掲げて選挙運動に使用するものを除く。）及び停車場その他鉄道地内（法第 166 条）

(6) 病院、診療所その他の療養施設（法第 166 条）

(5) 他の選挙の選挙当日は、その選挙の投票所閉鎖時刻までの間、投票所を設けた場所の入口から直線距離で 300m 以内の区域（法第 165 条の 2）

(7) その他の選挙運動の制限

ア 戸別訪問

何人も選挙に関し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって、連続して 2 以上の選挙人の居宅又はこれに準ずる場所を訪問する行為は禁止されています。単に 1 戸を訪問した場合であっても、連続して戸別訪問する意思でなしたものであれば戸別訪問となります。訪問先は、住所、居所に限らず、事務所、勤務先をも含み、相手方が在宅又は応接したか否かは問いません。いずれの場合も戸別訪問となります。

その他、戸別に演説会等の開催の告知、候補者の氏名や政党その他の政治団体の名称を言い歩く行為は、戸別訪問とみなされ、禁止されます。(法第138条)

イ 署名運動

何人も、選挙に関し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって、選挙人に対し署名運動をすることはできません。(法第138条の2)

ウ 飲食物提供

何人もいかなる名義をもってするを問わず、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を除き、選挙運動に関して飲食物を提供することは禁止されています。ただし、選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対して、選挙運動の期間中に315食(1日15人分(45食)に選挙運動期間7日乗じて得た数)の範囲内で、かつ1食につき1,500円、各人1日につき4,500円の範囲内で選挙事務所において食事するために提供する弁当(これらの労務者、運動員が携行するために提供された弁当を含む。)は差し支えありません。(法第139条)

なお、この場合の弁当代については、35ページの「(4) 実費弁償及び報酬の額」を参照してください。

エ 選挙運動のための放送

公職選挙法に規定がある場合を除いて、街頭放送などの広告放送設備、共同聴取用放送設備、その他有線電気通信設備等、放送することを目的としてつくられた一切の設備を使用して、選挙運動のために放送を行うことも行わせることもできません。(法第151条の5)

オ 氣勢を張る行為

自動車を連ね、又は隊伍を組んで往来する等によって、選挙運動のために氣勢を張る行為をすることはできません。(法第140条)

カ 他の演説会の禁止

選挙運動のためにする演説会は、公職選挙法の規定により行う個人演説会のほかは、名義のいかんを問わず開催することはできません。(法第164条の3)

キ 人気投票の公表の禁止

選挙に関し、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表することはできません。(法第138条の3)

ク 文書図画の頒布又は掲示について禁止を免れる行為の制限

(7) 選挙運動の期間中は、著述、演芸等の広告その他いかなる名義をもってするを問わず、これらの禁止を免れる行為として、候補者の氏名若しくはシンボル・マーク、政党その他の政治団体の名称又は候補者を推薦し、支持し、若しくは反対する者の名を表示する文書図画を頒布し、又は掲示することができません。(法第146条第1項)

(4) 選挙運動の期間中に、候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称又は候補者の推薦届出者その他選挙運動に従事する者若しくは候補者と同一戸籍内にある者の氏名を表示した年賀状、暑中見舞状その他これに類するあいさつ状を候補者の選挙区内に頒布又は掲示する行為も、前記(ア)と同様に禁止を免れる行為とみなされ、禁止されています。(法第146条第2項)

ケ 刑事犯罪に該当する行為

公職選挙法第16章(罰則)に規定されている刑事犯罪、すなわち「買収」・

「利害誘導」・「自由妨害」・「虚偽事項公表」・「詐偽投票」等選挙の自由公正を害する行為は当然禁止されます。

第5 各種証明書等の返還

候補者を辞したとき、選挙が終了したときなど必要がなくなったときは、選挙運動用各種証明書類を市選管に返さなければなりません。

証明書を返還する場合は、立候補に際して交付を受けた表示等返還目録に添えて行ってください。

表 示 等 返 還 目 録

令和 年 月 日

清須市選挙管理委員会

委員長 増田 温美 様

候補者

印

※自書する場合、押印は不要です。

令和8年4月19日執行の清須市議会議員一般選挙の表示等を次のとおりお返しします。

表 示 等 の 名 称	交付を受けた数	返 還 数	備 考
選挙運動用自動車（船舶）表示	1		
選 挙 運 動 用 拡 声 機 表 示	1		
候補者用通常葉書使用証明書	1		
選挙運動用通常葉書差出票	1 0		
新 聞 広 告 掲 載 証 明 書	2		
街 頭 演 説 用 標 旗	1		
街 頭 演 説 用 腕 章	1 1		
乗 車 用 腕 章	4		
胸 章	1		
通 称 認 定 書	1		
た す き	1		

備考1 選挙が終了したとき又は立候補を辞退（死亡）したときは、直ちにこの目録により表示等を返還してください。

2 候補者用通常葉書使用証明書、選挙運動用通常葉書差出票及び新聞広告掲載証明書については、使用済みの場合は、返還数の欄に使用済みと記載してください。

3 表示等を紛失したため返還できない場合は、備考欄に理由を記載してください。

第6 選挙期日後の行為

1 請負等をやめない場合の当選人の失格

清須市議会議員一般選挙の当選人で、清須市に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（清須市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人を除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人である者は、市選管に対し、当選の告知を受けた日から5日以内に当該関係を有しなくなった旨の届出をしないときは、その当選を失います。（法第104条）

2 選挙期日後のあいさつ行為の制限

何人も、選挙の期日後において、当選又は落選に関し、選挙人にあいさつする目的をもって次に掲げる行為をすることはできません。（法第178条）

- (1) 選挙人に対して戸別訪問をすること。
- (2) 自筆の信書及び当選又は落選に関する祝辞、見舞等の答礼のためにする信書並びにインターネット等を利用する方法により頒布される文書図画を除くほか、文書図画を頒布し、又は掲示すること。
- (3) 新聞紙又は雑誌を利用すること。
- (4) 放送設備を利用して放送すること。
- (5) 当選祝賀会その他の集会を開催すること。
- (6) 自動車を連ね、又は隊を組んで往来する等によって氣勢を張る行為をすること。
- (7) 当選に関する答礼のため当選人の氏名又は政党その他の政治団体の名称を言い歩くこと。

3 供託物の返還

当選した場合はもちろん、落選した場合にも、一定数の得票（供託物の没収点）を得た場合には、供託物は返還されますが、得票数がこの没収点に達しないと、供託物は没収されます。

なお、立候補を辞退した場合は、供託物は返還されません。（法第93条）

- ・ 市議会議員一般選挙

$$\text{供託物の没収点} = \frac{\text{有効投票の総数}}{\text{議員定数（21）}} \times \frac{1}{10}$$

第7 選挙運動費用

1 選挙運動費用の制限と範囲

(1) 選挙運動費用の範囲（法第179条、第197条）

選挙運動に関する収入、寄附及び支出の意義は、社会一般に使用される場合より広いものであることに注意してください。

ア 収入

金銭、物品その他の財産上の利益の収受、その収受の承諾又は約束をいう。

イ 寄附

金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいう。また、個人の陣中見舞い、労務の無償提供等も寄附に該当します。

ウ 支出

金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束をいう（選挙運動用ポスターの公費負担となったものを含む。）。ただし、次の支出は選挙運動に関する支出でないものとみなされています。

- (7) 立候補準備のために要した支出で、候補者若しくは出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの
- (4) 立候補の届出があった後の支出で、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの
- (7) 候補者が乗用する自動車、船舶等のために要した支出
- (2) 選挙の期日後において選挙運動の残務整理に要した支出
- (7) 選挙運動に関して支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料
- (7) 選挙運動に使用する自動車及び船舶を使用するために要した支出
- (2) 供託金

エ 花輪、供花、香典、祝儀等

収入、寄附及び支出の「金銭、物品その他の財産上の利益」には、花輪、供花、香典又は祝儀として供与され、又は交付されるものその他これらに類するものを含みます。（法第179条第4項）

(2) 選挙運動費用の制限（法第194条）

選挙運動費用として支出することができる額は、市選管が告示した額の範囲内です。当該額は、告示日（4月12日（日））に確定します。もし、出納責任者がその額を超過して支出をし、又はさせたときは、出納責任者は処罰され、連座制により候補者の当選も無効となります。また、当該候補者は5年間、当該選挙区から当該選挙に立候補することができなくなります。（法第247条、第251条の2第3項）

(3) 寄附に関する禁止事項

次に掲げる寄附は、原則として禁止されています。

ア 候補者等がする寄附（法第199条の2）

選挙に関する与否とを問わず、いかなる名義であるかを問わず、また、時期のいかなを問わず、選挙区内にある者に対してする寄附は禁止されています。

イ 候補者等の関係する会社等の寄附（法第199条の3）

候補者等が役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体が、選挙区内の者に対して候補者等の氏名を表示し、又は氏名が類推されるような方法（選挙に関する与否とを問わず、いかなる名義であるかを問わず、また、時期のい

かんを問わない。) でする寄附は禁止されています。

ウ 候補者等の氏名等を冠した団体の寄附（法第199条の4）

候補者等の氏名が表示され、又はその氏名が類推されるような名称が表示されている会社その他の法人又は団体が、当該選挙に関し、当該選挙区内の者に対してする寄附（いかなる名義であるかを問わない。）は禁止されています。

エ 後援団体のする寄附（法第199条の5）

次に掲げる事項は、令和8年1月30日（任期満了前90日に当たる日）から選挙の期日までの間、禁止されます。

- (7) 候補者等の後援団体が選挙区内の者に対してする寄附（いかなる名義であるかを問わない。）
- (4) 後援団体の総会その他の集会、見学、旅行等において選挙区内の者に対してする饗応接待又は金銭、記念品等の供与（何人がするかを問わない。）
- (7) 候補者等が、その候補者等の後援団体に対してする寄附（その候補者等の資金管理団体に対する寄附を除く。）

なお、上記の期間以外であっても、選挙区内にある者に対し、いかなる名義であるかを問わず、後援団体がその団体の設立目的により行う行事又は事業に関してするのではない寄附及び花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてされる寄附は、禁止されます。

オ 特定の利害関係を有するものの寄附

- (7) 清須市と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者がその選挙に関してする寄附は禁止されています。（法第199条第1項）
- (4) 会社その他の法人が融資（試験研究、調査及び災害復旧に係るものを除く。）を受けている場合において、当該融資を行っている銀行等が、当該融資につき清須市から利子補給金の交付の決定（利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。）を受けたとき、銀行等が交付の決定の通知を受けた日から、交付日から起算して1年を経過した日までの間に、当該融資を受けた法人等がその選挙に関してする寄附は禁止されています。（法第199条第2項）
- (7) 清須市から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るもの、その他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法による政党交付金を除く。）の交付決定（利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。）を受けた会社その他の法人が、交付の決定の通知を受けた日から、同日後1年を経過する日までの間にする、政治活動に関する寄附は禁止されています。（規正法第22条の3第4項）
- (4) 清須市から資本金、基本金等の出資又は拠出を受けている会社その他の法人がする政治活動に関する寄附は禁止されています。（規正法第22条の3第4項）
- (7) 前記の者に対して寄附を勧誘し、又は要求することは禁止されています。（法第200条、規正法第22条の3第5項）

カ 会社等の寄附（規正法第21条）

企業・労働組合等の団体（政治団体を除く。）が、政党・政治資金団体以外の者に対して、政治活動（選挙運動を含む。）に関してする寄附は禁止されています。したがって、団体がいわゆる陣中見舞いとして候補者に寄附することはできません。

キ 候補者等の政治活動に関する寄附（規正法第21条の2）

政党以外のものが、候補者等の政治活動に関して、政治団体以外の者に対して、金銭等によりする寄附（選挙運動に関してする寄附を除く。）は禁止されています。

したがって、団体がいわゆる陣中見舞いとして候補者に金銭等により寄附をすることはできません。

ク 特定の者が行う寄附

(7) 3事業年度以上にわたり継続して欠損を生じている会社が、当該欠損がうめられるまでの間、政治活動（選挙運動を含む。）に関してする寄附は禁止されています。（規正法第22条の4）

(4) 外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織（主たる構成員が外国人又は外国法人である日本法人のうち、上場会社であってその発行する株式が証券取引所において5年以上継続して上場されている者を除く。）が、政治活動（選挙運動を含む。）に関してする寄附は禁止されています。（規正法第22条の5）

ケ 匿名の寄附（規正法第22条の6）

政治活動（選挙運動を含む。）に関し、他人の名義又は匿名でする寄附（街頭や一般に公開される演説会等の会場で、政党、政治資金団体に対してする1,000円以下の寄附は除く。）は禁止されています。何人がするを問わず、また、これを受けることもできません。違反した場合は、寄附された金品の所有権は国に帰属します。

コ 一定額を超える寄附

政治活動（選挙運動を含む。）に関しては、年間を通じて次に掲げる額を超えることはできません。

寄附者 受領者		個 人		会 社 ・ 労 働 組 合 ・ 職 員 団 体 ・ そ の 他 の 団 体		政 治 団 体					
						政 党		政 治 資 金 団 体		そ の 他 の 政 治 団 体	
		総 枠 制 限	同一の相手 方に対する 個 別 制 限	総 枠 制 限	同一の相手 方に対する 個 別 制 限	総 枠 制 限	同一の相手 方に対する 個 別 制 限	総 枠 制 限	同一の相手 方に対する 個 別 制 限	総 枠 制 限	同一の相手 方に対する 個 別 制 限
政 党 ・ 政 治 資 金 団 体		年間 2,000 万円	制限なし	資本金・組 合員数等 (※4)に 応じて年 間 750 万 円～1 億 円							
その他の政治団体	資 金 管 理 団 体	年間 1,000 万円 (※ 1) 公職の候補 者に対する ものは金銭 等に限り禁 止 (※3)	年間 150 万円 (※2)	禁 止	制 限 な し					年間 5,000 万円	
	資 金 管 理 団 体 以 外 の 政 治 団 体		年間 150 万円								
公職の候補者			金 銭 等 に 限 り 禁 止 (※ 3) そ の 他 は 年間 150 万円		金銭等に限り禁止 (※3) その他は制限なし						

※1 資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対してする特定寄附については、制限はない。

※2 資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対してする寄附（特定寄附及び自己資金による寄附）については、制限はない。

※3 選挙運動に関するものについては、金銭等による寄附ができる。

※4 その他の団体については、「前年における年間の経費の額」に応じて総枠制限がある。

（注）個人の遺贈による寄附については、総枠制限及び個別制限は適用されない。

(4) 実費弁償及び報酬の額（法第197条の2、令第129条）

選挙運動に従事する者に対する交通費、宿泊料、弁当料等の実費弁償及び選挙運動のために使用する労務者に対して支給することができる実費弁償及び報酬の額は、次のとおりです。

この場合、実費弁償については、選挙運動に従事する者（以下「運動員」という。）に対しては弁当料、茶菓料の実費を支給することができるのに対し、選挙運動のために使用する労務者（以下「労務者」という。）に対しては支給することができません。また、運動員に対しては食事料を含んだ宿泊料を支給することができるのに対し、労務者には2食の食事料を除いた宿泊料しか支給することができませんので、この点について特に注意してください。

なお、飲食物の提供の禁止の例外として認められる運動員及び労務者に対する選挙事務所における弁当の提供は、この弁当料の範囲内で、通じて1日15人（45食）に告示の日から選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た数（315食）を超えない範囲でなければなりません。ただし、弁当を提供した場合は、運動員にあつては弁当料から、また、労務者にあつては報酬額から、それぞれ弁当の実費相当額を差し引かなければなりません。（法第139条、第197条の2第2項、令第129条第2項）

ア 運動員のうち報酬を支給することができる者

運動員のうち次の者については、次の範囲内で報酬を支給することができます。（法第197条の2第2項、第5項、令第129条）

(7) 支給することができる者

事務員、専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者（以下「車上等運動員」という。）及び専ら要約筆記のために使用する者（以下「要約筆記者」という。）で、使用前に市選管に届け出たもの。

(4) 支給することができる者の数

候補者1人について1日9人以内。ただし、使用できる期間を通じて、実人員で45人を超える者を届け出ることはできません。

(7) 使用できる期間

立候補の届出の日（告示日）から選挙期日の前日まで

(5) 運動員のうち報酬を支給することができる者1人に対し支給することができる報酬の額

区 分	報 酬 の 額
事務員	1人につき1日15,000円以内
車上等運動員、手話通訳者及び要約筆記者	1人につき1日20,000円以内

※ 使用する前に届出した者でなければ支払うことはできません。

(7) 届出の方法

その者の使用前に文書で市選管に届け出ます。また、引受時刻証明付の郵便で差し出す場合においては、郵便局に託した時、その他の方法による場合は全て届出が到達した時に効果が生じます。

イ 運動員 1 人に対し支給することができる実費弁償の種類及びその額

区 分	実 費 弁 償 の 額
鉄 道 賃	鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
船 賃	水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
航 空 賃	航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
車 賃	陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
宿 泊 料	1 夜につき 23,000 円 （食事料 2 食分を含む。）
弁 当 料	1 食につき 1,500 円 1 日につき 4,500 円 ただし、弁当を提供した場合には、その者に実費弁償として支給できる弁当料は、1 日当たりの弁当料の制限額（4,500 円）から提供した弁当の実費弁償を差し引いた額の範囲内である。
茶 菓 料	1 日につき 1,000 円

ウ 労務者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額

区 分	実 費 弁 償 の 額
基 本 日 額	10,000 円以内。なお、弁当を提供した場合は、労務者に支給すべき報酬の基本日額から弁当の実費相当額を差し引いた額の範囲内です。
超 過 勤 務 手 当	1 日につき上記基本日額の 5 割以内

エ 労務者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額

区 分	実 費 弁 償 の 額
鉄 道 賃、船 賃、 航 空 賃 及 び 車 賃	前記イの鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃に掲げる額
宿 泊 料	1 夜につき 20,000 円 （食事料を含まない。）

2 出納責任者の職務

(1) 出納責任者の選任・解任・辞任及びその届出（法第 180 条～第 183 条の 2、第 190 条）

出納責任者は、選挙運動に関する収入及び支出の責任者であり、その権限と責任において選挙運動費用の収支がなされるので、出納責任者の選任をしなければ選挙運動費用の収支はできません。候補者は、出納責任者 1 人を選任し、文書で出納責任者が支出しうる金額の最高額を定め、出納責任者とともに署名押印しなければなりません。

出納責任者を選任し、又は異動したときは、直ちに市選管に文書で届け出なければなりません。出納責任者の辞任又は解任による異動の届出書には辞任通知書又は解任通知書の写し等を添える必要があります。郵送による届出の効力は、郵

便局に引受時刻証明書の取扱いで託したときから生ずることになっています。
(法第183条の2)

なお、出納責任者に事故があるとき又は出納責任者が欠けたときは、選任者(候補者又は推薦届出者)が代わって職務を行い、推薦届出者たる選任者に事故があるとき又は欠けたときは、候補者が代わって職務を行うこととなります。ただし、その場合には、異動の事由及び年月日を記して前記と同じように文書で届け出なければなりません。(法第183条)

出納責任者が辞任し、又は解任された場合には、前任の出納責任者は、収支の計算をし、引継書を作成し、引継の旨及び引継年月日を記して後任者とともに署名押印し、現金及び帳簿その他の書類を引き継がなければなりません。(法第190条)

(2) 出納責任者の職務権限

ア 会計帳簿の備付及び記載(法第185条)

出納責任者は、40～41ページの様式の会計帳簿を備え、次の事項を記載しなければなりません。

- (7) 選挙運動に関する全ての寄附及びその他の収入
- (4) 寄附をした者の氏名、住所、職業、寄附の金額(金銭以外の財産上の利益については時価に見積もった金額)及び年月日
- (7) 選挙運動に関する全ての支出
- (5) 支出を受けた者の氏名、住所、職業、支出の目的、金額及び年月日
- ※ この寄附及び支出には、候補者のために候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた寄附及び支出を含む。))

なお、この会計帳簿(領収書等を含む。)は、選挙運動費用収支報告書提出の日から3年間保存しなければなりません。(法第191条)

イ 会計帳簿の記載

選挙運動に関する費用は、次の10項目に分類しなければなりません。

- (7) 人件費
人件費としては、選挙運動のために使用する労務者、事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者に対する報酬が考えられます。なお、運動員等については、実費弁償が支払われますが、その内容は、交通費、食糧費として処理すべきものです。
- (4) 家屋費
 - a 選挙事務所費としては、事務所自体と机など備品の借上料が考えられます。事務所の電話を架設する費用も家屋費の中に含まれます。
 - b 集合会場費は、主として個人演説会の借上料です。この中にも、マイク・机・椅子などの備品の借上料が入ります。
- (7) 通信費
通信費は、電報、電話、葉書、封書等に要する費用です。電話架設費は、選挙事務所費の中に入り、電話の借上料と通話料は通信費に入ります。
- (5) 交通費
交通費は、候補者、運動員、事務員、労務者について生じます。このうち、候補者分は、原則として選挙運動の費用とみなされませんが、運動員以下については実費弁償があります。候補者と運動員がタクシーを使用した用ゐ場合は、一般には運動員は便乗と解され記載の必要はありません。運動員が友人の好意により無料で自動車に乗せてもらった場合等は時価で見積り、寄附

及び支出として費用の中に計上しなければなりません。選挙運動用自動車を使用するために要した費用（借上料、燃料代、オイル代、運転手の雇用料等）は、選挙運動の費用とみなされないので記載する必要はありません。ただし、自動車に取り付ける文書図画に要する経費は、使用するために要した費用とは認められないので、選挙運動費用に計上しなければなりません。

(オ) 印刷費

主として選挙運動のために使用するポスター、ビラ及び葉書等の印刷費が考えられます。

(カ) 広告費

主として立札、看板、ちょうちん、たすき及び拡声機等の費用が考えられます。

(ク) 食料費

食料費には、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子に要した費用や法律で認められた運動員、労務者に対して提供する弁当の調製に要した費用があります。

(ケ) 休泊費

休泊費は、休憩及び宿泊に要した費用です。

(コ) 雑費

冷暖房用灯油代、木炭代、ガス代、電気代、水道代はここに入ります。このほか雑費として記載すべきものは、候補者の支出の状況により異なります。

例えば、看板の作製の場合、看板業者に請け負わせたものであれば広告費に入り、材料を購入して労務者を雇い作製したものであれば労務費は人件費の中に、木材、トタン等の材料代は雑費に、ペンキ代は文具費それぞれ分けられます。

ウ 選挙運動費用の支出制限（法第187条）

立候補準備のために要する支出並びに電話及びインターネット等による選挙運動の支出を除き、選挙運動に関する一切の支出は、出納責任者でなければすることができません。ただし、出納責任者から文書により承諾を得た者は、この限りではありません。

なお、立候補準備のために要した支出は、選挙運動の費用とされ制限額の適用を受けますので、出納責任者は就任後直ちに精算を行い、会計帳簿に記載しなければなりません。

エ 明細書の提出及び領収書等の送付

出納責任者以外の者で候補者のために選挙運動に関する寄附を受けた者は、寄附を受けた日から7日以内に（出納責任者の請求のあるときは直ちに）寄附をした者の氏名、住所、職業、寄附の金額及び年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければなりません。候補者が立候補前に受けた寄附については、立候補の届出後直ちに、出納責任者に明細書を提出しなければなりません。（法第186条）

出納責任者又は候補者若しくは出納責任者と意思を通じて支出をした者は、選挙運動に関する全ての支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他支出を証すべき書面を徴しなければなりません。また、候補者又は出納責任者と意思を通じて支出をした者は、この書面を直ちに、出納責任者に送付しなければなりません。（法第188条）

(3) 選挙運動に関する収入、支出の報告（法第189条）

ア 収支報告書

出納責任者は、選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出に関する事項を記載した収支報告書を次の期限及び区分により市選管に提出しなければなりません。

(7) ・選挙期日の告示日前の分

・選挙期日の告示日から選挙期日までの分

・選挙期日経過後の分

左によりなされた収支については、これを併せて精算し、選挙期日から15日以内（5月4日は閉庁日のため、5月7日）に報告のこと。

(4) 前記(7)報告後の分・・・・・・・・・・収支のあった日から7日以内

イ 添付書類

収支報告書には、選挙運動に関する全ての収支について、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他の支出を証すべき書面の写しを添付しなければなりません。ただし、この書面を徴し難い事情があるときは、その旨並びに支出の金額、年月日及び目的を記載した書面（46ページ参照）を添付しなければなりません。

また、金融機関が作成した振込みの明細書に支出の目的が記載されている場合は、当該振込みの明細書の写しをもって支出の目的を記載した書面とすることができます。（規則第23条）

ウ その他

選挙運動費用収支報告書の記載については、42～46ページの例を参考にしてください。

(会計帳簿の様式)

1 収 入 簿

月 日	金 額 又 見 積 額	種 別	寄 附 を し た 者			金 銭 以 外 の 寄 附 及 び そ の 他 の 収 入 の 見 積 の 根 拠	備 考
			住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
	円						
~~~~~							
合 計							

備 考

- 1 この帳簿には、選挙運動に関する全ての寄附及びその他の収入を記載するものとする。
- 2 債務の免除、保証その他金銭以外の財産上の利益の収受については、その債務又は利益を時価に見積もった金額を記載するものとする。
- 3 寄附及びその他の収入が金銭以外のものであるときは、「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 4 寄附の中金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載するものとする。
- 5 「種別」の欄には寄附金とその他の収入との区別を明記するものとする。
- 6 前各項に定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。

## 2 支 出 簿

月 日	金 額 又 は 見 積 額			支 出 の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 見 積 の 根 拠	支 出 を し た 者 の 別	備 考
	金 支	金 銭 出	金 銭 以 外 の 支 出		住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業			
	円	円	円							
合計										

### 備 考

- この帳簿には、選挙運動に関する全ての支出を記載するものとする。
- この帳簿には、(1)立候補準備のために支出した費用 (2) 選挙運動のために支出した費用の2科目を設けて（又は各々分冊して）記載し、「支出をした者の別」の欄に、出納責任者の支出、候補者の支出、その他の者の支出の別を明記するものとする。
- この帳簿の各科目には、(1)人件費、(2)家屋費（選挙事務所費、集合会場費等）、(3)通信費、(4)交通費、(5)印刷費、(6)広告費、(7)文具費、(8)食糧費、(9)休泊費、(10)雑費の科目を設けて、科目ごとに記載するものとする。
- 金銭の支出をしたときは、「金銭又は見積額」欄中「金銭支出」の欄に記載し、財産上の義務を負担し、又は建物、船車馬、飲食物、その他の金銭以外の財産上の利益を利用し、若しくは消費したときは「金銭以外の支出」の欄に時価に見積もった金額を記載し、その都度あわせて合計を記載するものとする。  
前項の場合において「金銭支出」と「金銭以外の支出」とは、別行に記載するものとする。
- 支出が金銭以外の支出であるときは、「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 「支出の目的」の欄には、支出の目的（謝金、人夫費、家屋贈与費）、員数等を記載するものとする。
- 支出の中金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日を「備考」欄に記載するものとする。
- 選挙運動に係る公費負担対象支出（ビラ又はポスターの作成に係るもの）については、「備考」欄にその旨を記載するものとする。
- 前各項に定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。



(参 考 例)

選挙運動費用収支報告書

1 令和8年4月19日執行清須市議会議員一般選挙

2 公職の候補者 住 所 ○○○○○○○○○○○○○○  
氏 名 日 本 太 郎

3 ○月○日  
○月○日まで (第○回分)

4 収入の部

月 日		金額又は 見 積 額	種 別	寄 附 を し た 者			金銭以外の寄附 及びその他の収入 の見積根拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は 団 体 名	職 業		
○月○日		○○○円	その他の 収入	○○市○○10	日本 太郎	団体役員		
○月○日		○○○円	〃	○○市○○20	甲野 ○○	会社役員		
○月○日		○○○円	寄 附	○○市○○30	○ ○ 党	政 党		
○月○日		○○○円	〃	○○市○○3-2	丙山 ○○	会 社 員	無償労働 8 時間	
○月○日		○○○円	〃	○○市○○4-2	丁谷 ○○		無料で個人演説会場 に提供 16 畳 3 時間	利益の供与の約束 は○月○日に履行
○月○日		○○○円	〃	○○市○○5-2	戊川 ○○		500 mlお茶 24 本	陣中見舞い
計	寄 附	△△△△						
	そ の 他 の 収 入	△△△△						
	計	△△△△						
前 回	寄 附							
	そ の 他 の 収 入							
	計							
総 額	寄 附	△△△△						
	そ の 他 の 収 入	△△△△						
	計	△△△△						

参考	公費負担相当額○○○○円 (内訳) ポスター作成費○○○○円 ビラ作成費○○○○円
----	----------------------------------------------

## 5 支出の部

月 日	金額又は 見 積 額	区 分	支出の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の支出 の見積の根拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は 団 体 名	職 業		
1 人件費	円							
○月○日	○○○	運 動	事 務 員 賃 金	○○市○○字 1-2	甲野 ○○	商 業		○月○日から ○日まで
○月○日	○○○	〃	労 務 員	○○市○○字 2-2	乙川 ○○	農 業		
○月○日	○○○	〃	〃	○○市○○字 3-2	丙山 ○○	会 社 員	無償労働 8 時間	
計 (○) 件	○○○							
2 家屋費								
選挙事務諸費								
○月○日	○○○	準 備	電 話 架 設 費	○○市○○字 1-3	NTT ○○営業所			
○月○日	○○○	運 動	選 挙 事 務 所 借 上 料	○○市○○字 1-1	○○ ○○	商 業		@30,000×1 台
○月○日	○○○	運 動	ス ト ー プ	○○市○○字 1-4	○○電気株			
( 小 計 )	○○○							
集合会場費								
○月○日	○○○	運 動	個人演説会 会場借上料	○○市○○字 2-3	○ ○ 寺			
○月○日	○○○	〃	選 挙 事 務 所 借 上 料	○○市○○字 4-2	乙谷 ××	会 社 員	無料で個人演説会場に 提供 16 畳 3 時間	利益の供与の約束は ○月○日に履行
( 小 計 )	○○○							
計 (○) 件	○○○							
3 通信費								
○月○日	○○○	運 動	通 話 料	○○市○○字 1-3	NTT ○○営業所			
計 (○) 件	○○○							
4 交通費								
○月○日	○○○	準 備	電 車 賃	○○市○○字 1-2	甲野 ○○	商 業		○○～○○
○月○日	○○○	運 動	タクシー代	○○市○○字 1-3	○○ タクシー(株)			○○～○○
○月○日	○○○	運 動	有 料 道 路 通 行 料	○○市○○字 1-9	○○ 道路公社			○○～○○
計 (○) 件	×××							

「区分」については告示日より前の支出月日のものは「準備」、告示日以後の支出月日のものは「運動」とすること。(以下同じ)

## 5 支出の部

月 日	金額又は 見 積 額	区 分	支出の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の支出 の見積の根拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は 団 体 名	職 業		
5 印刷費	円							
○月○日	○○○	準 備	ポ ス タ ー 刷 印	○○市○○字 5-1	○○印刷株			ポスター○枚 ×月×日支払
計 (○) 件	×××							
6 広告費								
○月○日	○○○	準 備	選挙事務所 表示用看板 代	○○市○○字 6-1	○○看板店	看 板 業		看板 ○枚 ×月×日支払
○月○日	○○○	〃	選挙事務所 取付用看板 代	○○市○○字 6-2	○△看板店	看 板 業		看板 ○枚 ×月×日支払
○月○日	○○○	〃	選挙事務所 掲示用看板 代	○○市○○字 6-3	○□看板店	看 板 業		看板 ○枚 ×月×日支払
○月○日	○○○	運 動	ちょうちん	○○市○○字 6-4	○○ ちょうちん店	看 板 業		1 個
○月○日	○○○	〃	拡 声 器 借 上 料	○○市○○字 6-5	○○ 電気商会	電 気 商		1 そろい
計 (○) 件	○○○							
7 文具費								
○月○日	○○○	準 備	筆 墨	○○市○○字 7-1	○○商会	文 具 屋		
○月○日	○○○	運 動	紙	○○市○○字 7-2	○△商会	文 具 屋		
計 (○) 件	○○○							
8 食糧費								
○月○日	○○○	運 動	弁 当 代	○○市○○字 8-1	○○食堂	食 堂		@500×10 食
○月○日	○○○	運 動	菓 子	○○市○○字 8-2	○△製菓	菓 子 屋		20 個
計 (○) 件	○○○							
9 休泊費								
○月○日	○○○	運 動	宿 泊 費	○○市○○字 9	日本 太郎	団体役員		1 人分
計 (○) 件	○○○							

## 5 支出の部

月 日	金額又は見積額	区 分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の支出の見積の根拠	備 考
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
10 雑費	円							
○月○日	○○○	運 動	灯 油	○○市○○字 101	○○商店	米 屋		
○月○日	○○○	〃	電 気 代	○○市○○字 10-2	○○電力			
○月○日	○○○	〃	ガ ス 代	○○市○○字 10-3	○○ガス			
○月○日	○○○	〃	水 道 代	○○市○○字 10-4	○○水道局			
計 (○) 件	○○○							
計	立候補準備のための支出	△△△						
	選挙運動のための支出	△△△						
	計	△△△						
前回計	立候補準備のための支出							
	選挙運動のための支出							
	計							
総額	立候補準備のための支出	△△△						
	選挙運動のための支出	△△△						
	計	△△△						
支出のうち 公費負担相当額		項 目	単 価 (A)	枚 数 (B)	金 額 (A) × (B) = (C)			
		ビラの作成	円	枚	円			
		ポスターの作成	円	枚	円			
		計			円			

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和8年 月 日

出納責任者 住 所

氏 名

㊞

※自書する場合、押印は不要です。

## 備 考

- 収入の部においては、1件1万円を超えるものについては案件ごとに記載し、1件1万円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を一覧記載するものとする。なお、寄附については、1件1万円以下のものについても必要に応じて案件ごとに記載して差し支えない。
- 収入の部中「種別」欄には、寄附金、その他の収入の区別を明記するものとする。
- 収入の部中「備考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額（ビラ又はポスターの作成に係るものをいう。以下同じ。）を記載するものとし、また、その他参考となる事項を記載することができるものとする。
- 支出の部中「区分」欄には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用との区別を明記するものとする。
- 支出の部中「支出のうち公費負担相当額」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額を記載するものとする。ただし、各項目において2件以上の契約がある場合には、契約ごとに欄を追加して記載するものとする。
- 精算届後の報告書にあっては、「収入の部」「支出の部」とともに前回報告した金額をあわせて総額の欄に記載するものとする。
- 収入の部の記載については、公職選挙法施行規則別記第30号様式収入簿の備考中2から6までの例により、支出の部の記載については、同様式支出簿の備考中3から9までの例によるものとする。

# 領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書

支出の年月日	支出の金額	区 分	支出の目的	領 収 書 そ の 他 の 支 出 を 証 す べ き 書 面 を 徴 し 難 か っ た 事 情
1 人 件 費	円			
○年○月○日	×××	運 動	労務費	労務の無償提供のため
2 家 屋 費				
○年○月○日	×××	運 動	個人演説会場費 借上料	無料で個人演説会場の提供 を受けたため
4 交 通 費				
○年○月○日	×××	準 備	電車賃	領収書の発行をしないため
5 印 刷 費				
○年○月○日	×××	準 備	ポスターの印刷	公費負担のため
6 広 告 費				
○年○月○日	×××	運 動	拡声機借上料	口座振替のため

1 令和8年4月19日執行清須市議会議員一般選挙

2 公職の候補者 住 所  
氏 名

3 出納責任者 住 所  
氏 名

## 備 考

- 「区分」の欄には、立候補準備のために要した費用及び選挙運動のために支出した費用の区別を明記するものとする。
- 「支出の目的」の欄は、公職選挙法施行規則別記第30号様式支出簿の備考中6の例により記載するものとする。

## 付録 1

### 立候補等手続に関する注意事項

#### 1 立候補の意義

現行の公職選挙法は、立候補制度をとっていますので、法を定める手続によって候補者としての届出又は推薦届出のあった者でないと、当選人となることができませんから、これらの手続をすることが必要です。

#### 2 候補者の資格要件

##### (1) 被選挙権があること

被選挙権は、年齢満 25 歳以上（選挙の期日により算定する。）、かつ、引き続き 3 箇月以上清須市内に住所を有する日本国民で、次の欠格事項に該当しないことが要件となっています。被選挙権のない者は候補者となることができません。（法第 10 条、法第 11 条、法第 11 条の 2、法第 86 条の 8、法第 252 条、規正法第 28 条）。

#### 欠 格 事 項

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者
- 2 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）
- 3 公職にある間に犯した刑法第 197 条（収賄、受託収賄及び事前収賄罪）、刑法第 197 条の 2（第三者供賄罪）、刑法第 197 条の 3（加重収賄及び事後収賄罪）、刑法第 197 条の 4（あっせん収賄罪）又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律第 1 条（公職者あっせん利得罪）の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から 5 年を経過しないもの又はその刑の執行猶予中の者
- 4 法律の定めにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により拘禁刑以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者
- 5 公職にある間に犯した上記 3 に規定する罪により刑に処せられ、その執行を終わり又はその執行の免除を受けた者でその執行を終わり又はその執行の免除を受けた日から 5 年を経過した者で、当該 5 年を経過した日から 5 年を経過しない者
- 6 公職選挙法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、それぞれの罪に応じて法第 252 条の規定により選挙権、被選挙権を停止されている期間中の者
- 7 政治資金規正法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、それぞれの罪に応じて規制法第 28 条の規定により選挙権、被選挙権の停止されている期間中の者
- 8 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、それぞれの罪に応じて同法第 17 条の規定により選挙権及び被選挙権を停止されている期間中の者



## (2) 連座に伴う立候補制限

選挙において候補者と一定の関係にある者が買収罪等の罪を犯し、刑に処せられた場合、連座が適用されない場合等を除き、5年間、同じ選挙で、同じ選挙区から立候補することはできません。(法第251条の2、第251条の3)

## (3) 公務員の立候補制限

国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員は、在職中、一部の者を除き候補者となることができません。これに該当する者が立候補した場合には、その届出の日に該当公務員たることを辞したものとみなされます。(法第89条、第90条)

## (4) 選挙事務関係者の立候補制限

投票管理者、開票管理者、選挙長は、在職中、その関係区域内で候補者となることができません。(法第88条)

## (5) 重複立候補等の禁止

一の選挙において公職の候補者となった者は、同時に他の選挙における公職の候補者となることはできません。(法第87条第1項)

# 3 立候補の手続

## (1) 届出関係書類

届出に要する書類は、次のとおりですので、記載上の注意を参照して間違いなく完全な書類を作成してください。(法第86条の4、令第89条)

ア 候補者届出書又は候補者推薦届出書

イ 候補者の推薦届出承諾書(推薦届出の場合のみ必要)

ウ 推薦届出者の選挙人名簿登録証明書(推薦届出の場合のみ必要)

エ 供託証明書(30万円)(選挙の告示前でも名古屋法務局供託課のみで受け付けます。様式と記載例は52ページ参照。なお、用紙は法務局にあります。)

オ 候補者となることができない者でない旨の宣誓書

カ 所属党派証明書(所属党派があるときのみ必要)

キ 候補者の戸籍謄本又は抄本

ク 住民票の写し(本籍、筆頭者及び個人番号の記載がないもの)

ケ 通称認定申請書(通称の使用の認定を受けようとするときのみ必要)

## (2) 届出の期間と届出先

届出は、選挙の期日の告示日(4月12日(日))に、選挙長(選挙長が告示した場所)に届け出る(郵送禁止)こととなっています。(法第86条の4)

なお、届出の受理は、選挙期日の告示があった日の午前8時30分から午後5時までにおいて到着順に行いますが、午前8時30分までに到着した者が2人以上あるときはくじにより届出順位を定め、受理します。

また、告示日に届出のあった候補者が定数を超える場合で、その日後、当該候補者が死亡したり、当該候補者届出が取り下げられたものとみなされたりしたときは、補充立候補となり、さらに選挙期日前3日(4月16日(木))の午後5時までに立候補の届出をすることができます。(法第86条の4第6項)

## (3) 届出文書の書き方

### ア 候補者の氏名

必ず戸籍簿に記載された氏名を正確に書いてください。

なお、戸籍簿記載の氏名に対応する常用漢字表及び人名用漢字別表に記載された文字を使用して届け出ることは差し支えありません。

また、本名に代えて通称を用いることができますが、このためには、選挙長

の認定を受けるために、候補者届出書に通称認定申請書を添えるとともに、その呼称が本名に代わるものとして広く通用しているものであることを説明し、かつ、そのことを証するに足る資料（※）を提示しなければなりません（令第89条第5項で準用する令第88条第8項）。なお、立候補の届出後に通称認定の申請を行うことはできません。

※ 手紙又は葉書等の信書、著書、その他その人の社会的関係を幅広くみて、その人の呼称として通用している実績を示す必要があります。

#### イ 本籍、住所及び生年月日

被選挙権の有無の判定上必要ですので、正確に書いてください。

なお、本籍、住所の表記の仕方は、住民票の記載を参考に書いてください。

また、年齢は、令和8年4月19日（日）現在の満年齢を書いてください。

#### ウ 党派名

党派名は、候補者の所属する政党その他の政治団体の名称を記載し、2以上の政党その他の政治団体に所属するときは、いずれか一の政党その他の政治団体の名称を書いてください。

なお、この名称は、所属党派証明書と一致するものでなくてはなりません。（法第86条の4第3項）

また、名称は、20字を超える場合は、字数20字以内の略称を併せて書いてください。（令第89条第4項）

#### エ 職業

職業は、詳細に書いてください。例えば、単に「会社員」と書かずに、「何々会社社員」というように書いてください。

また、兼職を禁止されている職にある者はその職名を、地方自治法第92条の2に規定する市と請負関係にある者についてはその旨を書いてください。

#### (4) 届出文書の事前審査

立候補届出の際、届出文書に不備があると届出を受理することができず、計画された選挙運動等に支障を生じることになります。あらかじめ届出文書の審査を行いますので、必ず、別途指定する日に市選管で事前審査を受けるようにしてください。事前審査に必要な書類については、付録2を参照してください。

### 4 立候補の効果

選挙運動は、立候補の届出が終了したときからできます。（法第129条）

届出前の選挙運動は、いわゆる事前運動として罰せられますので、ご注意ください。（法第239条）

### 5 立候補の辞退

候補者を辞退しようとするときは、立候補の届出期間内に文書で選挙長に届け出なければなりません。（届出期間経過後は辞退できません。）。なお、この場合、供託物は市に帰属します。（法第86条の4第10項、令第89条第7項、法第93条第2項）

候補者が次の職についたときは、立候補の辞退とみなされます。この場合、候補者は直ちにその旨を選挙長に届け出ることが必要です。（法第91条、令第91条）

- (1) 選挙事務関係者となったとき。
- (2) 立候補できない公務員となったとき。

### 6 立候補に伴うその他の届出等

立候補に関する手続は以上のとおりですが、その他に立候補に伴う様々な手続が

ありますので、あらかじめ準備しておいてください。

- (1) 出納責任者を選任したときは、直ちに市選管に届け出ることが必要です。(法第180条)
- (2) 選挙事務所を設置したときは、直ちに市選管に届け出ることが必要です。(法第130条、令第108条)
- (3) 選挙事務員等の届出は、その者を使用する前に市選管に届け出ることが必要です。(法第197条の2、令第129条)
- (4) 選挙立会人の届出は、候補者が開票区の選挙人名簿に登録された者の中から本人の承諾を得て(承諾書が必要です。)選び、選挙期日前3日(4月16日(木))までに市選管に届け出てください。  
届出のあった立会人が10人を超えるときは、くじで10人を定めます。  
なお、同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる者は、くじで2人までに制限されます。(法第62条、第76条、令第69条、第82条)  
清須市議会議員一般選挙は、法第79条の規定に基づき、開票事務と選挙会を合同で行うため、開票立会人は選挙立会人をもって充てることとなります。(法第79条第3項)
- (5) 選挙運動用のビラの届出は、候補者が頒布するビラを作成した場合、ビラを頒布する前に市選管に届け出ることが必要です。(法第142条)

## 7 選挙に関する諸届出等の時間

選挙に関する諸届出等の期日や時間は、法の定めるところにより遵守しなければなりません。その時間については、土曜日、日曜日、祝日を問わず、市選管、投票管理者、選挙長に対してする届出、請求、申出その他の行為は、午前8時30分から午後5時までの間にすることになっていますので、ご注意ください。(法第270条、第270条の3)

(参考例)

## 清須市議会議員一般選挙候補者届出書（本人届出）

令和 年 月 日

清須市議会議員一般選挙  
選挙長 増田 温美 様

戸籍謄本又は抄本に記載された氏名を記載してください。（常用漢字でない字体を常用漢字にすることは差し支えありません。）

氏名

印

※自署する場合、押印は不要です。

次のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

(ふりがな) 候補者 氏名			性別	
本籍	候補者の戸籍謄本又は抄本に記載されたとおり都道府県名から記載してください。（住民票に記載されている本籍の表記を参照してください。）			
住所	候補者の住民票に記載されたとおりの表記で、都道府県名から記載してください。 電話（ ）			
生年月日	算用数字で記載してください。 明治・大正 年 月 日（満 歳） 昭和・平成 満年齢は、選挙期日現在で記載してください。			
党派	所属党派証明書の党派を記載してください。	職業	詳細に記載してください。	
一のウェブサイト等のアドレス		https://www.～		
選挙	令和8年4月19日執行 清須市議会議員一般選挙			
当該選挙に係る議員又は長と兼ねることができない職にある者についてはその職名		兼職禁止の職にある者はその職名を記入してください。 例 国会議員、地方公共団体の長、他の地方公共団体の議員、地方公共団体の常勤又は短時間勤務の職員など		
添付書類	1. 供託証明書 2. 宣誓書 3. 所属党派証明書 4. 戸籍の謄本又は抄本 5. 住民票の写し（本籍、筆頭者及び個人番号の記載がないもの）			

無所属の場合は二重線で抹消して訂正印を押してください。

供託書 (雑)

※供託する場所により若干様式に違いがあることがあります。

申 請 年 月 日		令和    年    月    日		供託カード番号 (                      ) カード利用の方は記入してください		法令事項		備考欄のとおり							
供託所の表示		名古屋法務局													
供託者の住所氏名	<b>【本人届出の場合】</b> 候補者届出書に記載すべき住所 戸籍謄本又は抄本に記載された氏名  <b>【推薦届出の場合】</b> 選挙人名簿登録証明書に記載された届出人の住所、氏名 (代理人による供託のときは、代理人の住所氏名をも記載し、代理人が押印すること。)  <input type="checkbox"/> 別添のとおり ふたりめからは別紙継続用紙に記載してください。				<b>【本人届出の場合】</b> 供託者は、令和8年4月19日に行われる(予定の)清須市議会議員一般選挙につき、候補者として当該選挙の選挙長に立候補の届出をするため供託する。  <b>【推薦届出の場合】</b> 供託者は、令和8年4月19日に行われる(予定の)清須市議会議員一般選挙につき、(候補者の住所・氏名)を候補者として当該選挙の選挙長に推薦の届出をするため供託する。 (※氏名は戸籍上の本名に限る。) 										
被供託者の住所氏名	住所 (                      )  氏名・法人名等 <b>清須市</b>				<input type="checkbox"/> 別添のとおり ふたりめからは別紙継続用紙に記載してください。  <input type="checkbox"/> 被供託者に通知する。										
供託金額			百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円		
							3	0	0	0	0	0			
		備考 官庁の名称    清須市議会議員一般選挙 選挙長													

[illegible]

## 注意事項

- 1 この供託は、金銭又は国債証書（振替国債含む。）で供託することができます。
- 2 供託は選挙期日の告示前でも便宜受理できます。この場合の供託原因は、「令和8年4月19日に行われる予定の清須市議会議員一般選挙・・・」と記載してください。

## 宣 誓 書

私は、公職選挙法第86条の8第1項、第87条第1項、第251条の2又は第251条の3の規定により、令和8年4月19日執行の清須市議会議員一般選挙において候補者となることができない者でないことを誓います。

令和8年4月          日

住 所

氏 名

印

※自書する場合、押印は不要です。

候補者届出書の住所、氏名を記載してください。



# 所属党派証明書

氏 名

住 所

候補者届出書の氏名、住所と一致すること。

上記の者は、に所属す  
る者であることを証明する。

令和8年      月      日

政党（政治団体）の名称

代表者

印

※自書する場合、押印は不要です。

政党（政治団体）の発行するものがある場合は、その用紙によってください。

## 通称認定申請書

ふ り が な  
候補者氏名

ふ り が な  
呼 称

令和8年4月19日執行の清須市議会議員一般選挙において、公職選挙法施行令第89条第5項において準用する第88条第8項の規定により上記呼称を通称として認定されたく申請します。

令和8年4月 日

住 所

候補者氏名

印

※自書する場合、押印は不要です。

候補者届出書の住所、氏名を記載してください。

清須市議会議員一般選挙  
選挙長 増田 温美 様

備考 この申請書を提出するときは、併せて当該呼称が戸籍簿に記載された氏名に代わるものとして広く通用していることを証するに足りる資料を提示しなければならない。

# 選挙立会人となるべき者の届出書

令和8年 月 日

清須市議会議員一般選挙  
選挙長 増田 温美 様

候補者  
党派名

氏 名

印

※自書する場合、押印は不要です。

候補者届出書の党派名、氏名を記載してください。

次のとおり本人の承諾を得て届出をします。

立会人となるべき者

住 所

-----

氏 名

-----

生年月日 明治・大正 年 月 日生  
昭和・平成

-----

選 挙 令和8年4月19日執行 清須市議会議員一般選挙

-----

立会すべき  
開 票 区 清須市開票区

-----

# 承 諾 書

令和8年4月 日

清須市議会議員一般選挙

候補者

様

住 所

氏 名

印

※自書する場合、押印は不要です。

立会人となる方の住所、氏名を記載してください。

令和8年4月19日執行の清須市議会議員一般選挙における選挙立会人となるべきことを承諾します。

## 付録 2

### 届出文書の事前審査に必要な書類（自薦の場合）

#### （立候補関係）

- 1 候補者届出書
- 2 供託証明書
- 3 候補者となることができない者でない旨の宣誓書
- 4 所属党派証明書（所属党派があるとき）
- 5 候補者の戸籍謄本又は抄本
- 6 住民票の写し（本籍、筆頭者及び個人番号の記載がないもの）
- 7 通称認定申請書（通称の使用の認定を受けようとするとき）

#### （関連の諸届）（届出の予定がある場合で既に選任される者や設置場所が決まっているとき）

- 8 出納責任者選任届
- 9 選挙事務所設置届
- 10 届出書（報酬支給者）
- 11 選挙運動用のビラ届出

#### （選挙公営の諸届）（既に契約済の場合）

- 12 選挙運動用自動車の使用の契約届出書及び契約書の写し
- 13 自動車燃料代確認申請書
- 14 ポスター作成契約届出書及び契約書の写し
- 15 ポスター作成枚数確認申請書
- 16 ビラ作成契約届出書及び契約書の写し
- 17 ビラ作成枚数確認申請書

#### （選挙公報関連の諸届）

- 18 選挙公報掲載申請書
- 19 選挙公報掲載文原稿
- 20 候補者の写真（掲載文を電子データで提出される場合は不要）

このほか、「選挙運動用ポスター」及び「選挙運動用ビラ」についても事前審査を行いますので、事前審査時にご持参ください。

付録 3

交付証明書等一覧（立候補届出のとき交付）

種 別	数 量
1 選挙運動用自動車（船舶）表示	1
2 選挙運動用拡声機表示	1
3 候補者用通常葉書使用証明書	1
4 選挙運動用通常葉書差出票	1 0
5 新聞広告掲載証明書	2
6 街頭演説用標旗	1
7 街頭演説用腕章	1 1
8 乗車用腕章	4
9 胸章	1



付録 4

令和 7 年 1 2 月 1 日現在選挙人名簿登録者数一覧

投票区名	男	女	計
清 須 第 1 投 票 区	1, 297	1, 193	2, 490
清 須 第 2 投 票 区	1, 875	1, 868	3, 743
清 須 第 3 投 票 区	1, 905	1, 981	3, 886
清 須 第 4 投 票 区	2, 229	2, 079	4, 308
清 須 第 5 投 票 区	1, 213	1, 285	2, 498
清 須 第 6 投 票 区	1, 704	1, 536	3, 240
清 須 第 7 投 票 区	2, 477	2, 542	5, 019
清 須 第 8 投 票 区	1, 516	1, 591	3, 107
清 須 第 9 投 票 区	2, 555	2, 597	5, 152
清 須 第 1 0 投 票 区	1, 367	1, 468	2, 835
清 須 第 1 1 投 票 区	2, 306	2, 399	4, 705
清 須 第 1 2 投 票 区	2, 117	2, 227	4, 344
清 須 第 1 3 投 票 区	1, 751	1, 691	3, 442
清 須 第 1 4 投 票 区	1, 551	1, 440	2, 991
清 須 第 1 5 投 票 区	1, 891	1, 861	3, 752
合 計	27, 754	27, 758	55, 512